



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（11）－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 54(3), 158-120
Issue Date	2003-08-11
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15224">https://hdl.handle.net/2115/15224</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(3)_p158-120.pdf



# ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳(11)

— アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて —

石 川 武

## 目 次

凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

巻頭言～6・2	(以上51巻5号)
7・1～13・3	(以上51巻6号)
13・4～19・2	(以上52巻1号)
20・1～24・9	(以上52巻2号)
25・1～26・8	(以上52巻3号)
26・9～32・4	(以上52巻4号)
33・1～38・3	(以上52巻6号)
38・4～42・2	(以上53巻1号)
43・1～47・1	(以上53巻2号)
47・2～52・1	(以上53巻3号)
53～56・3	(以上本号)
56・4～	(54巻4号以下)

おわりに

**53** <sup>a)</sup>主君が彼の家臣の(=彼の家臣に封与し、その家臣が現に占有・支配している)所領を<sup>1)</sup>もう一人の者(=別な家臣)に封与し、そして(ないし、さらに)、彼(=主君)が指(の動作、具体的には1本の指を揚げること)と舌(=言葉、決められた文言を述べること)によって(mit vingeren unde mit tungen)<sup>2)</sup>それ(=その所領)について彼(=別な家臣)の保障人(sin gewere)<sup>3)</sup>になる場合(ないし、彼を保障したとしても)、<sup>4)</sup>その故にかの者は(それより)先の(=前に与えられている)レーンのゲヴェーレ(lenes gewere)(=所領の占有権、所領をレーンとして占有(・支配)する権利)<sup>5)</sup>を欠く(darven)べきでない(=失うことにはならない)、<sup>6)</sup>主君が次のこと、(すなわち)彼(=主君)が彼(=その家臣)からレーン法廷の判決をもって(mit lenrechte)<sup>7)</sup>彼のゲヴェーレ(=所領の占有権)(sine gewere)<sup>8)</sup>を剥奪し(verdelet)(てそれを)破った(gebroken hebbe)(=無に帰した)<sup>9)</sup>ことを、証人により立証(getugen)し<sup>10)</sup>えない限り。<sup>a)</sup> <sup>b)</sup>主君は、彼がそれ(=所領)を自ら彼(の)ゲヴェーレの中に(in kinen) gewesen)もっていない(=家臣に授封することなく自らレーンとして直接に占有(・支配)していない)限り、<sup>11)</sup>所領<sup>12)</sup>をなんびとにも封与することをえず<sup>b)</sup>、<sup>c)</sup>またそれ(=所領)について彼(=その所領を封与された別な家臣)を保障する(geweren)ことをえない(からである)。<sup>b)・c)・13)</sup>

**AV 1・122** <sup>a)</sup>主君がいずれかの者(=家臣)に彼の他の家臣の(=他の家臣に封与され彼が現に占有・支配している)所領<sup>1)</sup>を封与し(た場合)、そして(ないし、さらに)(主君が)それ(=所領)について指(の動作)と舌(=決められた文言)によって(digito et lingua)<sup>2)</sup>その(所領を封与された)者の保障人(warandus)<sup>3)</sup>になった場合(ないし、保障したとしても)、<sup>4)</sup>(その)レーンの占有権(beneficii warandia)<sup>5)</sup>はその故に先に(所領を)授封されていた者(=家臣)から(判決をもって)奪われ(abiudicetur)(たことにならない)、<sup>6)</sup>主君が、(その)レーンの占有権(beneficii warandia)<sup>8)</sup>が法(の定め)により(ex iustitia)(それを通じて)彼(自身)のものになった(=レーンの占有権を取得した)(法的)根拠(ないし、事案)(causa)<sup>9)</sup>を、レーン法(の定める手続)に従い(secundum beneficiale ius)証明(probare)し<sup>10)</sup>えない限り。<sup>a)</sup> **AV 1・123** <sup>b)</sup>それと  
言うのは、主君は(彼がそれを)自由な(=家臣に封与していない)状態で(so-

lutam) もっていない(限り)<sup>11)</sup> レーンの占有権 (beneficii warandiam)<sup>12)</sup> をなんぴとにも封与することをえないからである。<sup>b)・13)</sup>

- 1) この所領を主君がすでに「彼の家臣」(AVでは「彼の別な家臣」)に授封し、「彼の家臣」(AVでは「彼の別な家臣」)が「現に占有・支配している」ことは、後出註・4から6まで、および、特にb-bの件から疑問の余地なく確認できる。
- 2) 前出レーン法26・1、註・6の箇所を参照。ただし、AVでこの表現が姿を見せるのはこの1・112が始めてである。
- 3) この箇所の gewere の語が「保障人」を意味することは、AVの対応箇所で warandus の語が用いられていることによっても確認できる。ひきつづき次註・4を参照されたい。
- 4) 「彼の保障人になる」ことがとりも直さず「彼を保障する」という意味であることは言うまでもないが、「レーン法」では後のところ(=註・12の箇所)で同じことが「彼を保障する (geweren)」と言われている。この点については、後註・13をも参照されたい。
- 5) この箇所では、「レーン法」の lenes gewere の語に AV の beneficii warandia が対応している。この場合、warandia の語は、行末にあって前行末の lingua と韻を踏んでいるが、すぐ前(前註・4の箇所)で主君が(新たに所領を授封した家臣の「warandus になる」という形で)所領についての「占有権」が問題になっているから、(少なくとも)主に「占有権」を指すと解される。(warandia の用語法については、前出レーン法30・1=AV1・80、註・8、37・3=AV1・93、註・2と4、AV1・103(再掲)、註・18を参照)。ひきつづき次註・6を参照されたい。
- 6) ここまでの件、「レーン法」の「かの者は先の(=前からもっていた) lenes gewere を欠くべき (scal darven) でない」の文が、AVの「beneficii warandia はその故に先に(所領を)授封されていた者から(判決をもって)奪われ (abiudicetur) (たことにならない)」の文に対応しているが、両者が同旨であることについては指摘するまでもあるまい (abiudicare の語については、前出レーン法38・4=AV1・94、註・4と8を参照)。ただし、(後註・8と12の箇所の beneficii warandia の語の用法との関連で)、この件では、lenes gewere と beneficii warandia の語が、いずれも主君に対して(所領を主君から授封されそれをレーンとして占有・支配している)家臣がもつ(所領についての)権利、という意味で用いられていることに注意しておきたい。ひきつづき、次註・7をも参照されたい。
- 7) この箇所、「レーン法」の mit lenrechte の語は、少し後(註・9の箇所)の verdelet unde gebroken hebbe にかかっている。AVでは(ここには)それに対応する語はないが、「判決をもって」という語義は、すでに(前註・6の箇所の) abiudicetur の語に含まれている、と解することができよう。

- 8) この箇所では、「レーン法」で AV の *beneficii warandia* の語に対応しているのは、(前註・5の箇所の) *lenes gewere* ではなく *sine gewere* の語であるが、後者が前者と同義であることは文脈上明らかであろう。ただし、次註・9で述べることを参照されたい。
- 9) この件、「レーン法」の「彼 (=主君) が彼 (=その家臣) からレーン法廷の判決をもって *sine* (=家臣の) *gewere* (前註・6を参照) を剥奪し (*verdelet*) (てそれを) 破った (*gebroken hebbe*) こと」が、AV の「*beneficii warandia* が法 (の定め) により (それを通じて) 彼 (=主君自身) のものになった *cansa*」に対応している。したがって、AV = 「レーン法」のラテン語版原本とする立場からは、後者が「レーン法」で前者のように「改訂」された、ということになるが、なぜそうした「改訂」が行われたのであろうか。一つには、AV の表現がいささか回りくどく抽象的にすぎる、ということがその理由であることは容易に推定することができる。しかしもっと重要な理由は、私見によれば、次の点にあったと考えなければならない。すなわち、AV では「主君」が *beneficii warandia* の (新たな) 持主とされているから、この件を字義通りに読むと、主君は、所領を家臣に封与し占有・支配させることによって (いったん) *beneficii warandia* を手放していたが、ある *causa* を通じてそれを自分に (再び) 取り戻した、と理解される可能性が生ずる (ないし、大きい)。しかし、これは明らかに前出 AV 1・26 (=レーン法 7・3) で述べられていた (家臣が主君から封与された所領を自分の家臣に又授封しても、主君との関係においては、その所領の *warandia* (=were) を失うことはない、という趣旨の) こと、および、そこでの *warandia* (=were) の用語法と矛盾する。(したがって AV では、正しくは——後註・12で用いられている *solutus* (=ledich) の語を用いて—— (*causam, per quam ex iustitia*) *hoc beneficium solutum habuerit* とでも言わなければならなかったのである)。そこで、*lenes gewere* の語を (新たに) 「術語」として厳密に用いるようになった「レーン法」では、こうした誤解——あるいは、そのもとになった曖昧な用語法——を避けるために、(単により具体的であるだけでなく) *lenes gewere* の持主は常に「家臣」であることを明確にした文に改めたのであろう。なお、「レーン法」で *lenes gewere* の語が (新たに) 「術語」的に用いられていることについては、石川「同じゲヴェーレ」(前出レーン法 33・1 = AV 1・86、註・3)、註・79 (1507頁) をも参照されたい。また、この件の *verdelen* の語については、前出レーン法 38・4 (= AV 1・94)、註・4を参照されたいが、*breken* の語については、特に前出レーン法 42・1を参照することによって、それが「所領について (その占有権のみならず) *al ansprake* (=すべての権利、請求権) を剥奪する」という意味であることを確認することができよう (同条、註・6の箇所、および、同条への註・10を参照)。ひきつづき次註・10以下の後註を参照されたい。
- 10) この箇所でも、AV では単に「レーン法 (の定める手続) に従い証明 (*probare*) し」、と (抽象的に) 言われていたものが、「レーン法」では「証人により立証 (*getugen*)

し)、という具体的な表現に改められている。もちろん、AVの「証明」が(同じように)「証人による立証」を意味すること、さらに、この場合、具体的には、主君が「彼の家臣6人と自分とも7人の証人」によって立証しなければならないことは、たとえば前出AV1・105～1・107・aから推定できないわけではない。しかし、前註・9で述べたこととの関連で、AVには(レーン法38・3や74・2のように) *lenes gewere* の証明手続を *gemene* (od. *blote*) *gewere* のそれと峻別して具体的に述べた条項は見当たらない、ということを指摘しておきたい(この点については、前出レーン法38・3=AV1・97、および、同条への訳註を参照)。ひきつづき次註・11以下の後註を参照されたい。

- 11) この箇所、AVの「主君は(彼がそれ=*beneficii warandiam* (註・12の箇所)を) *solutam* な状態でもっていない(限り)」が、「レーン法」では、「主君は、彼がそれ(=*gut*、註・12の箇所)を自ら *gewere* の中にもっていない限り)」に改訂されており、ここでもAVの*beneficii warandia*の語は*lenes gewere*に対応していない(この点については、前註・9を参照)。こうした改訂の理由を考える際にまず注意しなければならないのは、AVの他の条項では*solutus*(ないし、*soluta*) *habere*の語が*beneficium*(ないし、*bona*)を目的語として用いられているのに対して(前出AV1・28=レーン法10・2、1・31=10・4、1・117・b=49・2を参照)、ここでは*beneficii warandia*を目的語として用いられている、ということである。仮にこれに機械的に*lenes gewere*の語を宛て、たとえば*he ne hebbe it in lenes geweren*と独訳すると、(前註・9と10で述べたように、それが「術語」的に用いられている)他の諸条項における用語法とは異なることになって、前註・9で指摘したような問題を抱えこんでしまうことにもなる。「レーン法」がこの箇所で*lenes gewere*の語を避けようとしたのはそのためであろう。

しかし、「レーン法」がここでそれを*he ne hebbe it selve in geweren*と改めたのは、必ずしも完全に適切とは言えないであろう。「レーン法」では、この文は、一つには、主君が家臣に所領を封与しうる(前提)条件の説明になっているが、その条件は、主君が所領を*in sinen weren mit der nut*(=利用を伴うヴェーレの中に)もっている(前出レーン法38・2を参照)——つまり、その所領を小作人に貸し出して小作料を徴収している——ことではなく、所領を(家臣からその家臣に又授封されていたものをも含めて)*ledich*な状態でもっている、つまり、家臣に(まだ)授封することなく、自らレーンとして直接に占有・支配している——ことである(前出レーン法7・5を参照)。*gut in geweren hebben*の語は、特に*gedinge*や*wardunge*との対比においては、もちろんそうした意味で(も)用いられているが(たとえば、前出レーン法5・1、5・2、45・3を参照)、*gewere*の語は(特に前出レーン法14・1のようにきわめて明確に)*were mit der nut*の意味で用いられることもあるからである。したがって、主君が家臣に所領を授封しうる条件の説明としては、(AVの対応箇所にあった*solutus*の語を活かして)*he ne hebbe it (selve) ledich*とした

方が誤解の余地を残さず(その意味で)より適切であった、と言えるであろう。なお、「レーン法」におけるこの「改訂」を必ずしも適切でないと考ええるもう一つの理由については、後註・13で述べる。

12) 前註・11を参照。

13) このc-cの件は、AVには対応箇所がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。それが「レーン法」で補足されたのは、この条項の前(註・4まで)のところで、「(主君が)それ(=その所領)についてその者(=別な家臣)の保障人になった場合」に言及されているので、念のために、そのこと自体も「不法」(ないし、違法)であることを明らかにしようとしたからである、と推定することができる。しかし、このc-cの件を加えたことによって、(原文ではこの条項の末尾に位置する) *he ne hebbe it in geweren* の文は、(原文ではその直前に位置する) c-cの件にもかかることになり、それによって、(前註・11で指摘した)この文の不適切さはさらに増幅されることになる。主君が家臣に対して「保障する」(*geweren*)のは、主君が家臣に所領を封与した後のことであるから、その時主君がその所領を直接に *in sinen geweren* (彼のゲヴェーレの中に)もっているはずはなく、もしc-cの件を理由づけようとするのであれば、せめて *he ne hebbe it selve in geweren* の後に(たとえば) *gehat unde it eme mit rechte gelegen* と補わなければならなかったはずである。

しかし、それにもかかわらず著者が *he ne hebbe it selve in geweren* だけですませたことについては、著者に同情的に言えば、次のような事情もあったものと推定される。前註・11で述べたように、AVでは主君がこの場合家臣に封与できないものは、*beneficii warandia* であるとされていた。これと同じ *warandia befcii* の語は、前出 AV 1・87 (=レーン法33・2)では「(主君が家臣に)レーン(を授封したこと)の保障」という *warandia* の語の原義(=Garantie)に即して用いられている。こうした所領の「占有(・支配)」と「保障」の深いつながりは、前註・11で述べたような理由で *beneficii warandia* の語の直訳を避けると、文言上は読み取りにくくなる。しかし、ドイツ語の(*gewere*の語と互換的に用いられる)*were*の語にも、「保障」の意味がある(この点については、石川「同じゲヴェーレ」(前出レーン法33・1、註・3)を参照)。そこで、この箇所では(AVの *quam* (=beneficii warandiam) *non solutam habuerit* の代りに) *it (=gut) in geweren hebbe* の表現を用い、さらに *des (=gudes) geweren en* を補うことによって、(所領の)「占有(・支配)」と「保障」の間のつながりを(文言の上でも)維持し、(注意深い)諸者がそこから両者のつながりを読み取ってくれることを期待した、と推定することもできそうである。

もちろん、「ある所領を *gewere* の中にもつ」という表現には、家臣が主君から(適法に)封与された所領について、それをレーンとして占有(・支配)する権利をもち、必要な場合、主君から保障を受けることもできる、という二つの含意がこめられている、という解釈が正しいとしても、それによってc-cの件の用語法

が100%正当化されるわけではない。そこにはなお、*gut in geweren hebben* という表現が通常(ないし、この箇所を除く(少なくとも)大部分の箇所では、主君との関係において家臣がもつ権利について言われているのに、この件では、逆に、家臣との関係において主君がもつ権利について言われている、という問題が残されているからである。それにもかかわらず、こうした「推定」を長々と書き列ねたのは、そこに、「レーン法」で(占有ないし占有権を意味する) *were* ないし *gewere* の語が用いられている箇所で、AV では(たとえ、その一部は脚韻を踏む必要に迫られたにせよ)なぜほかならぬ *warandia* (=Garantie) の語が用いられたのか、という問題を解き明かす鍵が秘められているかも知れない、と考えたからである。この問題については、後出の諸条項においてもさらに検討する。

## 263

54・1<sup>1)</sup> a) いつであれ主君が臣従礼(ないし、忠誠宣誓)によって (*mit manscap*) (=同身分者への臣従によって)<sup>2)</sup> 彼のシルト (*scilt*) (=レーン法上の地位・身分)<sup>3)</sup> を貶める(ないし、引き下げた)場合は、<sup>b)</sup>彼(=主君)は、<sup>c)</sup>(それが)彼(=自分)のアイゲンでない(限り)<sup>c)</sup> 彼の家臣たちの(=彼の家臣たちに封与していた)所領をすべて失ったことになり、<sup>b)・4)</sup> そして(ないし、その場合)彼の家臣たちは彼等の所領を上級主君から (*van deme overen herrn*)<sup>5)</sup> 受領すべきであり、あるいは(=上級主君が自らその所領を家臣に授封しないのなら)、彼(=上級主君)は彼等に(新しい主君として)彼等の主君の同身分者 (*genot*)<sup>6)</sup> を指定 (*wisen*) すべきである。<sup>7)・a)</sup> <sup>d)</sup>家臣は、彼の主君が彼(=家臣)の所領(そのもの)を貶め(ないし、引き下げ)、そして彼(=主君)が、以前にそれ(=所領)を受領していたよりも、より(身分の)低いある主君から受領する(ないし、した)場合<sup>8)</sup> にも、同じことをなすべきである。<sup>d)</sup>

AV 1・124<sup>1)</sup> a) もし主君が臣従礼(ないし、忠誠宣誓) (*hominium*) によって(=同身分者への臣従によって)<sup>2)</sup> 彼のシルト (*suum clypeum*)<sup>3)</sup> を貶める(ないし、引き下げた)ならば、彼から授封されているすべての者(=家臣)は、彼等のレーンを上級主君から (*a domino superior*)<sup>5)</sup> 受領すべきであり、あるいは、彼(=上級主君)によってもう一人の(=別な、新しい)主君の許へ送られ (*transmittantur*)、<sup>c)</sup>その者(=もう一人の主君)から、前の主君から(彼等のレーン)を受領していたのと同じ名誉をもって (*cum tanto honore*)、それ(=彼

等のレーン)を受領すべきである。<sup>a)・e)・7)</sup> AV 1・125 (再掲)<sup>1)</sup> <sup>d)</sup> また家臣は、主君が家臣のレーンに関して(それを、同身分者である)上級主君(から<sup>5)</sup> それを受領すること)によって自分(の身分)を(それまで)より低いもの(=身分)にした(ないし、引き下げた)場合<sup>8)</sup> にも、同じようになすべきである。<sup>d)</sup> <sup>f)</sup> 期待権の場所(expectationis locus)が(特定・)明示されている(designatur)者(=場所が特定・明示された期待権をもつ者)は、(占有者の死亡により自由になった)レーンについて、その期待権に(特定・)明示された場所が欠けている者よりも、より大きな(=より強い)権利(maior ius)を享受すべきである。<sup>f)・9)</sup> AV 1・126<sup>1)</sup> 主君が彼のシルトを臣従礼(ないし、忠誠宣誓)(hominium)によって貶める(ないし、引き下げた)場合、<sup>10)</sup> <sup>b)</sup> (主君は)彼のすべての家臣の(=すべての家臣に封与していた)レーンを欠く(=失う)ことになる、<sup>b)</sup> <sup>e)</sup> 彼等(=家臣たち)がレーン(の授封更新)を請うべく上級主君<sup>5)</sup> の許へ赴いたならば。<sup>e)・11)</sup>

- 1) このレーン法54・1には、AVの1・124、1・125、1・126の3条項が対応しているが、そのうち1・126は、「レーン法」では(一部省略された上)前方に繰り上げられ、レーン法54・1の前段(b-b、註・4の箇所)に組みこまれている。また、1・125の後段(f-fの件)は、前出レーン法10・2に対応しているので、AV 1・125はすでにレーン法10・2の後にも邦訳してあるが、ここにも再掲することにする(ただし、邦訳は一部表現を改めてある。この点については、後註・9を参照されたい)。なお、このレーン法54・1と同旨のことを(より明確に)述べたラント法の条項があるので、参考のためにその邦訳を掲げておく。

ラント法 3・65・2 ある者(ないし、家臣)が彼の同身分者の(sines genoten)<sup>6)</sup> 家臣になる(ないし、なった)場合、彼は〔それによって〕彼の出生(身分)(bord)をも、また、彼のラント法(lantrecht)(=ラント法上の地位・能力ないし権利)をも損なったことにはならないが、彼はしかし彼のヘールシルトを貶めた(ないし、引き下げた)ことになる。

- 2) manscap=hominiumの語は、特に前出レーン法22・1=AV 1・45(以下、レーン法24・1およびAV 1・52まで)の用例に明らかなように、直接には「忠誠宣誓」ないし「臣従礼」を指すが(同条への註・4を参照)、ここではそれによって創設される「主従(ないし、臣従)関係」、具体的には(このレーン法54・1=AV 1・124、1・125全体から明らかなように、また、特に前註・1に訳出したラント法3・65・2に明記されているように)「(同身分者への)臣従」を指している。この点については、次のレーン法54・2(註・6の箇所)におけるこの語の用語をも参照されたい。

- 3) この箇所では、「レーン法」の *scilt* の語が AV の *clypeus* に対応している。こうした用語法は、前出レーン法 1 = AV 1・3、c - c の件にも見られるが、*herscilt* の語が *scilt* と略されるのは、同条への註・3 でも指摘したように、(第 1 から第 7 までの) 特定のそれを指す場合に限られている。ひきつづき次註・4 を参照されたい。
- 4) b - b の件は、同じく「主君が彼のシルトを臣従礼(ないし、忠誠宣誓) (*hominium*) によって貶める(ないし、引き下げた) 場合」について述べた AV 1・126 を、ここに組みこんだ(と目されるもの)であるが、その際、次の二つの「改訂」が施されている。一つは、c - c の件の「(それが) 彼 (=主君) のアイゲンでない(限り)」が「補足」されたこと、もう一つは、(AV 1・126) g - g の件の「彼等 (=家臣たち) がレーン (の授封) を請うべく主君の許へ赴いたならば」の一文が「削除」されていることである。この「改訂」によって、「レーン法」では、「主君のアイゲンであるレーン」(いわゆる *Eigenlehen*、つまり、主君が自分のアイゲン (の一部) を家臣にレーンとして封与した場合) だけが、この 54・1 の準則の「例外」とされていることに注意されたい。この「改訂」(特に g - g の件の削除) については後註・11 で改めて述べるが、ここでは、主君の *Eigenlehen* は、(もともと上級主君から封与されたものでなく、主君の自有財産であるから)、仮に主君が封<sup>レーン</sup>相続人なしに死亡したり、家臣との主従関係を一方的に解約したり、あるいは、犯罪を犯して有罪とされラント法上の裁判所でそれを剥奪された場合にも、上級主君にとって *ledich* になる (=主君の手に戻る) ことはありえず、主君自身あるいはそのラント法上の相続人の手にとどまることになる、ということだけを指摘しておきたい。(「レーン法」における *Eigenlehen* に関する「補足」(全体)については、すでに石川「ヘールシルト制」(3)、428~446頁、および、(4)、888~892頁において立ち入って検討しておいたので、それを参照されたい)。なお、この b - b の件が具体的にいかなるケースにかかわるかについても、後註・11 で述べることにする。
- 5) この箇所では、「レーン法」の *de overe herre* の語は AV の *dominus superior* に対応している。この点については、前出レーン法 25・1、註・6、および、29・1 (= AV 1・75・前段)、註・3 で述べたことを参照されたい(ただし、後者で述べたことは、すぐ前のレーン法 28・2 に関して述べておかなければならなかったことである)。
- 6) この *genot* の語は、特に前註・1 に訳出したラント法 3・65・2 の場合に明らかのように、(少なくとも、直接には)「家臣仲間」(*husgenot* = *Mitvasall*) ではなく、*Standesgenosse* (=レーン法上の同身分者) を指すと解されるが、上級主君が(又)家臣に新しい主君として「指定」しうるのは(原則として)上級主君の家臣(つまり、(又)家臣の前の主君にとっては「家臣仲間」)に限られることに注意されたい。この点については、前出レーン法 15・3、註 11 で述べたこと、および、次註・7 と後註・11 を参照されたい。
- 7) この件、「レーン法」の「彼 (=上級主君) は彼等に彼等の主君の同身分者を指定

(wisen) すべきである」という簡潔な叙述に対して、AV (e-e の件) では (同じことが)、「(彼等は) 彼 (=上級主君) によってもう一人の (=別な、新しい) 主君の許へ送られ (trans mittantur)、その者 (=もう一人の新しい主君) から、前の主君から (彼等のレーン) を受領していたのと同じ名誉をもって (cum tanto honore)、それ (=彼等のレーン) を受領すべきである」、と詳しく叙述されている。しかし、これと同じ叙述はすでに前出 AV 1・57 (=レーン法25・1) の末尾にも見られ、それによって何か新たに明らかにされているわけではない。それに対して、(より簡潔な表現にとどめている)「レーン法」では、(前註・6で述べたように、ラント法3・65・2にも姿を見せる) genot の語を用いることで、前出レーン法25・1=AV 1・57の対応箇所やこの AV 1・124 (註・7の箇所) で言われていることがより明確に理解できるように「改訂」されていることに注意されたい (以上については、前出レーン法25・1=AV 1・57、註・8と9、および、レーン法15・2、註・4と5を参照)。

- 8) この件、「レーン法」の「家臣は、彼の主君が彼の所領を貶め、そして彼 (=主君) が以前にそれを受領していたよりも、より (身分の) 低いある上級主君から受領する場合」、AV の「主君が家臣のレーンに関して上級主君によって自分 (の身分) をより低いものへと貶める場合」は、それまでの記述と比較することによって、いずれも主君が家臣に封与していた所領 (=レーン) そのものを同身分者から受領した場合のことを念頭に置いたもの、と解される。ただしこれについては、次のような二つの疑問がありうる。一つは、主君が同身分者から家臣の所領を受領する場合、主君は同身分者の家臣になるはずであるから、このケースは、上述の「主君が臣従礼 (ないし、忠誠宣誓) によって彼のシルトを貶める場合」の中に含まれるのではないか、という疑問であるが、これについては後註・11で述べることにする。もう一つ、主君は、この場合、(「家臣は同じことを (ないし、同じように) なすべきである」、とされていて、家臣は「主君のアイゲン」以外の所領については「上級主君」にその授封更新を求めることになる、ということからも明らかのように)、家臣の (=家臣に封与していた) 所領を「上級主君」から受領していたはずである。それにもかかわらず、主君がそれを (この「上級主君」とは別な、自分の同身分者である)「ある上級主君」から受領することができるのか (あるいは、ありうるのか)、という疑問がそれである。こうした疑問に関連して、二つの場合が考えられる。一つは、「上級主君」が同身分者の家臣になってシルトを下げたのに、主君が——「上級主君の主君」に所領の授封更新を求めることなく——(それまでの)「上級主君」から (そのまま) 所領を受領していた場合である。しかし、この場合は、この件のケースを (レーン制のヒエラルヒーの) 一つ上の段階に先送りすることになるだけであり、さらに、「(レーン法) の「ある上級主君」という言い方、および、次のレーン法54・2とのつながりから言っても、この件では想定されていない、と解すべきであろう。もう一つは、主君が (たとえば彼の家臣仲間に対する債務を履行できないなど、なんらかの理由により)「上級主君」に所領を (条件つきで) 返還し、(たとえば)

彼の(債権者である)「家臣仲間」にそれを封与してもらった上で、その「家臣仲間」から(家臣に封与していた)所領を受領し、その「家臣仲間」が家臣の(新しい)上級主君になる場合である(前出レーン法36、および、37・1=AV1・91、註・2を参照)。私見によれば、この件で考えられているのは(たとえば)こうしたケースである、と思われるが、この点については次のレーン法54・2、特にそれへの註・5をも参照されたい。

- 9) この f-f の件は、すでに前出レーン法10・2 (=AV1・28)、註・13で指摘しておいたように、あるレーンについて(「レーン法」の用語で言えば) gedinge を封与されている者は、その所領を占有していた家臣が息なしに死亡した場合、(所領を特定・明示しない) wardunge の権利を封与されている者に優先してそのレーンを(立証・)取得することができる、ということ述べたものであって、AV1・124、および、1・125の前段とはまったく関係のないことを述べていることになる。「レーン法」で、この後段(=「異物」)が前出10・2に吸収され、この54・1から「削除」されているのは、本稿で前提しているザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史に関する作業仮説から言えば、当然、後者における「改善」の一例と考えることができるであろう。(なおこの件は、Görlitzer Rechtsbuchの対応条項=22・§27にも見られるが、そこでは、(der man) daz len deme du stat zo sime gedinge bewisit wirt と (der) deme sundir bewisite stat ein gedinge geligin ist とが対比されており、(「レーン法」の用語法で言えば) gedinge と wardunge の双方について gedinge の語が用いられていて、同書でも、用語上、gedinge と wardunge がまだ分離されていないことを確認できる)。
- 10) この件が AV1・124の書き出しとまったく同じことを述べていることに注意された上で、ひきつづき次註・11を参照されたい。
- 11) AV1・126のうち、レーン法54・1では、b-bの件が(AV1・124の書き出しに対応する文の直後に)繰り上げられて(AV1・124に対応する)前段に組みこまれ(前註・10を参照)、g-gの件が削除されている。それによって、ここで扱われているケースについて、「レーン法」とAVの間に次のような「相違」が生じていることを見落としてはならない。

「レーン法」では、主君が同身分者に臣従して彼のシルトを引き下げた場合、主君は「彼の家臣たちの所領をすべて失う」、すなわち、主君が(彼のアイゲンを除き)上級主君から封与された所領のうち彼の家臣たちに(又)授封していたものは(法的には、直ちに)すべて上級主君にとって ledich になる(=上級主君の手に戻る)、とされているのに対して、AVでは、主君が「彼のすべての家臣のレーンを欠く(=失う)」のは、「彼等(=家臣たち)がレーン(の授封更新)を請うべく上級主君の許へ赴いた」時に(はじめて)、とされている。つまり、「レーン法」では、家臣たちが上級主君に対して授封更新を求めようと求めまいと、彼等の所領が(いわば自動的に)上級主君の手に戻るのに対して、AVでは、家臣たちが上級主君に対して授封更新を求めなければ彼等の所領はそのまま主君の手にとどまり、彼

等はそのまま主君の家臣としてとどまることがありうる、ということになる（もちろん、この場合、主君のシルトは（一つ）下がるし、家臣がそのままその主君の家臣として彼から所領を受領しつづけければ、ほかならぬこのレーン法54・1＝AV1・124の準則に従って、家臣のシルトも（一つ）下がることになるから、家臣はそれを忍ばなければならない、ということにはなるが）。しかし、こうした考え方には、少なくとも法的には致命的な欠陥がある、と言わなければならない。というのは、「レーン法」のように、主君が臣従礼（ないし、忠誠宣誓）によってシルトを引き下げた場合、家臣たちの所領が直ちに上級主君の手に戻ると考えなければ、家臣たちにはそもそも上級主君に対してその授封更新を求める（法的）理由がないからである。したがってこの点も、AVの叙述が「レーン法」で「改善」（ないし、「是正」）された一例に数えることができよう。

最後に（前註・4までの）b－bの件における主君が「臣従礼（ないし、忠誠宣誓）によってシルトを貶める」（前註・3の箇所）というのは、具体的にいかなる場合を念頭に置いているのか、という問題について、私見を述べておきたい。特に「レーン法」、前註・8の箇所では、これとは区別されて（この点については後述を参照）、主君が「彼（＝家臣）の所領（そのもの）を貶め……（それまでの上級主君）よりも、より（身分）低いある上級主君から受領する」場合のことが述べられている。したがって、主君が「臣従礼（ないし、忠誠宣誓）によって彼のシルトを貶める」場合というのは、主君がそれまでの上級主君との主従関係（したがって、家臣に又授封されていた所領）とはかかわりなく、新たに別な「ある上級主君」（それも彼の「同身分者」）に臣従した場合が想定されている、と考えるべきであろう。（念のために一言すれば、前出レーン法46・2＝AV1・110に明らかなように、家臣が複数の主君をもつこと＝複数主従関係は認められているから、このレーン法54・1＝AV1・124～1・126で問題になっているのは、主君が「ある（＝新たな）上級主君」に臣従すること（それ自体）ではなく、「ある同身分者」の家臣になってその（上級）主君から所領を受領すること（だけ）である。なお、前註・8で述べたように、「主君が彼（＝家臣）の所領を……ある（＝新しい）上級主君から受領する」ことができるのは、「ある上級主君」が主君の「家臣仲間」である場合に限られる（はずである）が、主君がそれまでの上級主君との主従関係（したがって、家臣に又授封されていた所領）とかかわりなく、新たに「ある上級主君」の家臣になる場合、その「上級主君」は主君の「家臣仲間」とは限らない、ということも見落としてはならないであろう。特にレーン法54・1は、その場合でも、主君が（前の）上級主君から受領し自分の家臣に（又）授封していた所領はすべて（もとの）上級主君の手に戻る、としているのである。また、家臣に主君のアイゲンが授封されていて主君が同身分者への臣従によってシルトを引き下げた場合、（レーン法54・1、c－cの件で「例外」とされている）その所領はどうなるのか、という問題が残るが、それについては、とりあえず石川「同じゲヴェーレ」（前出レーン法33・1＝AV1・86、註・3）、

1464～1471頁を参照していただくことにし、後出レーン法71・6＝AV 2・69、2・70に関連して改めて述べることにする。

54・2<sup>1)</sup>。しかしながら、家臣のヘールシルト (herscilt) (=レーン法上の地位・身分)<sup>2)</sup> は、彼が故殺によって (dorch dotslach)<sup>3)</sup> 彼の同身分者の (sines genoten)<sup>4)</sup> 家臣になり、またそれぞれどこか、彼 (=彼の同身分者) から所領を受領する<sup>5)</sup> ことがあっても、そのことによって貶め(ないし、引き下げ)られたことにはならない、その臣従関係 (manscap)<sup>6)</sup> が相続されるのでない限り。<sup>7)</sup>

- 1) 「ドイツ語第1版」(Ordnung Ia) のテキストに限ると、この条項から後出レーン法60・2まで、(基本的には) AV に対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)27の条項がつづく(レーン法55・2と57・1は、内容的には、一部 AV に対応する記述を含むが、それぞれの条項について後述するように、「改訂」を施された上で位置も移されている)。したがって、これらの条項(群)(内容)は、ザクセンシュピーゲル(テキスト)成立史の問題、特に AV は「レーン法」のラテン語版原本か、それとも「レーン法」を後から(第三者が)ラテン語に訳し戻したその抄訳か、という問題を考える上で、重要な意味をもつことになる。なお、このレーン法54・2については、石川「ヘールシルト制」において問題の出発点として考察したことがあるが、同論文については後註・7を参照されたい。
- 2) この箇所の herscilt の語は、前条レーン法54・1、註・3の箇所の scilt と同じく、(第1から第7までの)特定のそれを指している。
- 3) ザクセンシュピーゲルにおいては、「謀殺」(mord)と「故殺」(dotslach)が区別されており(したがって、dotslachとは「予謀なく故意をもって人を殺すこと、たとえば挑発されて突然殺意を生じ殺害に及んだ場合」を指す、と解される)、「ラント法」によれば「謀殺」(および、「放火謀殺」=mordbrant<sup>12)</sup>)には「車裂き」の刑が科せられる(ラント法2・13・4を参照)のに対して、「故殺」に科せられるのは(それよりも一等減じた)「斬首刑」である(ラント法2・13・5を参照)。なお、『邦訳』の同条に「打ち殺し」とある箇所の原語は、sleit(不定詞はslan)であるが、これはdot-slan(=totschlagen)の意味で用いられていると解される。現代のドイツ語でTotschlag(ないし、totschlagen)という場合のSchlag(ないし、schlagen)の語は、(Schwertschlagの語からも判るように)、「拳で殴り殺す」という限定された意味ではなく、「棒(など)で殴り殺す」ことはもとより、(邦語で言えば、むしろ)「剣で斬り殺す」場合をも含んでいることに注意されたい。なお、この条項の「家臣」は、(こうした)「故殺によって」「彼の同身分者の家臣になる」(次註・4を参照)が、それは(おそらく)、彼が「同身分者」の親族(たとえば、息)を(上述したように、言わばものの弾みで)

殺害してしまい、(同身分者との間に「示談」が成立して)それを償うために「同身分者」(たとえば、殺害された者の父)の家臣になったものと推定される(Hi. S. 152, Anm. 4を参照)。また、この「故殺」の罪を犯した者が(「示談」にもとづき)、「私的に」罪を償うことと(前述したラント法2・13・5に見られる)「斬首刑」という「公的な」刑罰との関係——特にこの場合、家臣に(なぜ)刑罰が科されない(ですむ)のか、という問題——については、石川「ヘールシルト制」(4)、899～902頁、および、後註・7を参照されたい。

4) *sin(es) genot(en)* の語については、前条(=レーン法54・1)、註・6を参照。もちろん、このレーン法54・2の場合、「家臣」の殺害した者が常に「彼の家臣仲間」であるとは限らないが、「家臣」と「彼の同身分者」の間に(前者が生涯、後者の家臣になって後者に仕えれば、その罪を赦すという)「示談」が成立している(前註・3を参照)のだから、(少なくとも)両者が以前から(かなり)親しい関係にあったことが前提されている、と考えてもよいであろう。ひきつづき次註・5を参照されたい。

5) この条項で扱われているケースを、前註・3(および、4)で述べたように、「故殺」を犯した者がそれを償うために「同身分者」の家臣になるケースという想定に立って読み進めると、この件にいたって、なぜ「故殺」を犯した者が(贖罪のために家臣になるのに)「同身分者」から「所領を(ないし、所領までも)受領する」のか、という疑問を抱かれる向きも少なくないのではない。

この疑問についてまず指摘しておかなければならないのは、この件を(ホーマイヤーやヒルシュのように)、「殺害された者の親族が(所領を)加害者から受領する」(Ho., II 1, S. 234, Anm. zn 54 §2)、「故殺者が(殺害された者の)親族に(所領を)授封する」(Hi., S. 152, Fn. 4)、などと解するわけにはいかない、ということである。この件の原文は、*of he sines genoten man wert unde san gut van eme untvet* であり、(san) *van eme untvet* の主語は紛れもなく(同身分者の家臣になる) *he* である、というだけでなく、前条(=レーン法54・1)、註・8の箇所 *of sin herre sin gut…… van eneme nederen herren untvet, dan he it er hadde* との対応関係から言っても、*van eme* の *eme* が(故殺を犯した者ではなく、その)主君になる「同身分者」(=被害者の親族)であることは明らかである、と考えられるからである。

しかし、「故殺」を犯した者がそれを償うため生涯被害者の親族の家臣になって仕える、ということ(まで)は理解できるとしても、その上、後者から新たに所領までも授封されるということは(言わば、「泥棒に追銭」という意味をもつことにもなりかねないので)考えにくいであろう。そこで、加害者である「家臣」が、「同身分者」=「主君」になる被害者の親族から、もともと自分の所領であったものをレーンとして受領する可能性を考えると、そのためには二つの方法がある(り)る。一つは、「家臣」が彼のアイゲンを「同身分者」に譲渡した上で、後者から改めてレーンとして受領する場合である。(ラント法1・34・2=「いずれかの者

が彼の所領(この場合、アイゲン)を譲渡し、それを改めてレーンとして受領する場合、その譲渡は主君にとって何の助けにもならない(=法的効果を生じない)、彼(=主君)がその所領を、1年と1日、彼の *ledichele were* の中にもって(=家臣に封与することなく直接に占有・支配して)いるのでない限り」によれば、「家臣」がこうした形で「同身分者」から所領を受領することは「1年と1日」以後には可能なはずである——石川「ゲヴェーレ」、137頁、および、註・80を参照。なお、「ラント法」においてアイゲンの主要な持主として現れる「参審自由人」は、(一般には)3フーフエ以上30フーフエ以下のアイゲンをもっているはずである——詳しくは、石川「アイゲン」、13~18頁を参照)。もう一つは、前条(=レーン法54・1)、註・8で(主君が債務を履行できずに彼の「家臣仲間」の家臣になって後者から所領を受領する場合を例に挙げて)述べたように、主君が上級主君から受領していたレーンを(一旦)上級主君に(条件つきで)返還し、それを彼の「家臣仲間」に封与してもらった上で、それを(後者の家臣として)後者から封与した場合である(ただし、この場合には、「彼の同身分者」が同時に「彼の家臣仲間」=同じ主君の家臣であることが前提になり、主君が事情を知った上でそうした封与を諒解していることも必要になるであろう)。さらに後註・7を参照されたい。

- 6) ここでは、*manscap* が「相続される」か否かが問題になっている。家臣が主君に捧げる「忠誠宣誓」ないし「臣従礼」が「相続される」ことはありえず、息=封相続人は父の死後(1年と1日、ないし、6週と1年以内に)(自ら)主君に対して「忠誠宣誓」ないし「臣従礼」を捧げなければならないから(前出レーン法22・1=AV 1・45以下の諸条項を参照)、この箇所の *manscap* の語が、「忠誠宣誓」・「臣従礼」(そのもの)を指すことはありえず、それは(「忠誠宣誓」・「臣従礼」を捧げて創設される)「臣従(ないし、主従)関係」を指す、と解さなくてはならないであろう。ひきつづき次註・7を参照されたい。
- 7) この件の「その臣従関係(前註・6を参照)が相続されない限り」の文によって、この条項で述べられている(「同身分者の家臣になればシルトが(一つ)下がる」という原則の)「例外」が「その臣従関係が一代限りのものである場合に限って」認められるものである、ということが明らかにされているのは言うまでもないが、たとえそうした場合に限られるにしても、なぜこうした「例外」が認められるのか、また、こうした「例外」は何を意味するのか、ということが当然問題にならざるをえないであろう。しかし、この問題については、すでに(前註・1でも挙げた)石川「ヘールシルト制」(特に(4)、899~906頁)で論じておいたので、詳しいことはそれに譲り、ここでは、次の二つのことだけを指摘しておきたい。第1に、家臣のレーン能力についての「一代限り」の配慮(=特例)は、このレーン法54・2のケースに限られたことではなく、たとえば(ほんらい)レーン能力をもたない者に対する(一代限りの)授封を(例外的に)容認する前出レーン法2・2=AV 1・5の規定などにも見られること。第2に、もしこの条項のような「例外」を認めないと、(たとえば「故殺」を犯して「同身分者」に臣従した「家臣」がグループであって、

第4シルトをもつフライエ・ヘレンに属している場合、「家臣」(＝グラーフ)は(第5シルトをもち参審自由人に属する)シルトハイスに「裁判権レーン」を授封することが(事実上)できなくなる、という例を考えてみれば明らかのように、ラント法上の(言わば「公的」な)裁判権の系列の機能(特に「平和」の維持)に(かえって)支障をきたす可能性が(りう)ること。以上の2点がそれである。

264

55・1 ある家臣に対し(彼の主君から)所領が、それ(＝所領)を彼の主君が特定の時期に請け戻す場合、彼(＝家臣)は(必ず)それを再び(主君に)返還する(*op late*)<sup>1)</sup>という彼(＝家臣)の信義(の言葉)にかけて(*oppe sine truwe*)<sup>2)</sup>封与される(ないし、された)場合、その所領を主君は、彼が望むならば(特定の時期に)請け戻すことができるし、また、それ(＝所領)を(請け戻さず)そのまま(家臣)に(封与)しておくこともできる。<sup>3)</sup>また、家臣が封相続人(＝息)なしに死亡する(ないし、した)ならば、その所領は主君にとって自由になり(*ledich wert*)(＝主君の手に戻り)、<sup>4)</sup>そして(＝その場合)主君はかの者(＝家臣)の相続人(たち)に<sup>5)</sup>その所領の請戻金を支払う義務はない。(また)この所領をそのように彼の信義(の言葉)にかけて<sup>2)</sup>封与される(ないし、された)者(＝家臣)自身)が彼の信義(の言葉)を破って、彼(＝家臣)がそれについて何かを(つまり、その所領を)(主君に)返還し(*laten*)なければならないこと<sup>6)</sup>を否認しようと望むならば、彼(＝家臣)はそれについて彼の否認宣誓(*sin unscult*)を行う(＝否認宣誓を行い、所領の返還を拒む)ことができる、人(＝主君)が彼(＝家臣)を次のこと(について)、(すなわち)彼(＝家臣)がそのこと(＝主君が特定の時期に請戻金を支払えば(必ず)所領を返還するという)ことをレーン法廷において(*binnen lenrechte*)確約(ないし、誓言)した(*gelovet hebbe*)こと<sup>7)</sup>について、証人(による立証)をもって打ち負かす(*vertugen*)ことができない限り。<sup>8)</sup>

- 1) この箇所の *oplaten* の語が「返還する」という意味であることは、直前の *weder* (＝*wieder*) の語によっても確かめることができる。前出レーン法16(＝AV1・42)、註・3を参照されたい。
- 2) この箇所、*oppe sine truwe* という文言中の *truwe* (＝*Treue*) の語は、主君に対する家臣の(最も基本的な)義務とされ(家臣の捧げる忠誠宣誓でも用いられ)る *truwe* (＝*treu*) の語(前出レーン法3＝AV1・8を参照)と同じ意味ではありえない。後者は、

「(家臣が)彼の所領を(主君から)受領しようと(ないし、受領していることを)望む限り」破ることをえない、とされるものであるのに対して、この文言中の *truwe* は、後に(註・6の件で)明記されているように、家臣がそれを破りうるものだからである。したがって、*oppe sine truwe* というのは、(実質的には)単に「誓って(=必ず、間違いなく)返還します」という約束の下に、というのと(ほとんど)意味が変わらないことになる。なお後註・8をも参照されたい。

- 3) *laten* の語は、*oplaten* と同義に用いられることもあるし(この点については、前出レーン法16=AV1・42、註・3を参照)、現にこの条項でも後(註・6)のところではその意味で用いられているのでいささか紛らわしいが、この箇所では、文脈上(=直前の「請け戻すこともできる」と対比されていることから)、「(所領の請け戻しをやめて)所領をそのまま家臣に封与しておく」、という意味であることは明らかであろう。(なおこれを、ヒルシュも *unterlassen* (Hi., S. 152)、ショットは *seinlassen* (Sch., S. 300) と訳している)。
- 4) *ledich* の語については、前出レーン法7・1、註・1を参照されたい。
- 5) この「かの者の相続人(たち)」というのは、(家臣が封<sup>レーン</sup>相続人なしに死亡したのだから)「ラント法上の相続人(たち)」、たとえば「娘(たち)」を指す、と解される。そうだとすれば、ここにも「ラント法」とのつながりが示されていることに注意されたい(前出レーン法54・2、註・1を参照)。なお、この点については、後出レーン法55・4、註・4をも参照されたい。
- 6) この件については前註・2を参照されたい。なお、*laten* の語はこの件では(註・1の箇所の) *oplaten* と同義に用いられている。この点については、前註・3を参照されたい。
- 7) この「(家臣が)レーン法廷において確約(ないし、誓言)したこと」の内容は、文脈上、(すぐ前のところに補訳を加えておいたように)「主君が特定の時期に請戻金を支払えば(必ず)所領を返還する」ことである、と解されるが、この「レーン法廷において確約(ないし、誓言)する」という文言は、前出レーン法46・1(=AV1・107・b~1・109)、(註・4の箇所)でも用いられていたことを想起した上で、ひきつづき次註・8、および、次のレーン法55・2(特にそれへの註・3)をも参照されたい。
- 8) この条項で扱われているのは、主君による(特定の時期における)請け戻しの「条件」(ないし、確約)が付された所領の授封である。したがって、これは、(実質的には)授封の形で行われる所領の「質入れ」と見なすこともできるものであるが、これについては次の3点に注意する必要がある。①この主君による請け戻しの特約の付された所領の授封については、注意深く「質入れ」(*sattunge, setten*)の語が避けられていること(この点については、後出レーン法55・6と55・8をも参照)。  
②この「条件」(ないし、確約)が単に「家臣の *truwe* (の言葉)にかけて」のものであれば、家臣はそうしようと思えばそれに拘束されないはずだが(この点について

は、後出レーン法55・4、55・5、55・7をも参照)、家臣の確約が「レーン法廷において」なされた場合は例外、とされていること(この点については、次のレーン法55・2と55・7をも参照)。<sup>③</sup>主君は、この「条件」にかかわらず、所領の返還を求めないこともできるし、家臣が<sup>レーン</sup>封相続人に死亡した場合、(所領は主君の手に戻り、主君はラント法上の相続人に請戻金を支払うに及ばないなど、要するに)この「条件」は(自然)消滅する、とされていること(この点については、後出レーン法55・6をも参照)。このうち、<sup>②</sup>と<sup>③</sup>からは、この「条件」(ないし、確約)付きの所領の授封について可能な限り(具体的には、それがレーン法廷において確認されている場合を除いて)一般の(つまり、そうした「条件」が付されていない)所領の授封と同じように扱おうとする(著者の)志向を読み取ることができる。これは、後出レーン法55・6と55・8において、この「条件」(ないし、確約)付きの所領の授封が明確に(ラント法上の)「質入れ」(sattung)と区別されていることと関連するので、あらかじめここで指摘しておきたい。

## 265

**55・2<sup>1)</sup>** <sup>a)</sup>罰金にかかわり〔(=罰金に)及び〕<sup>2)</sup>またレーン法廷において(binnen lenrechte)行われる(ないし、生起する)すべての(主君による家臣の)問責(sculdegunege)(の事由)を、主君は家臣に対して彼(=主君)の家臣二人とともに(自分とも3人の)証人により立証することができる。<sup>a)・3)</sup> <sup>b)</sup>しかしながら、家臣がそれによって彼のレーンを喪失し(=喪失することになり)うること(=事由)については、主君はそれ(=その事由)を彼(=家臣)の家臣6人とともに(自分とも7人の)証人により立証しなければならない。<sup>b)・4)</sup>

**AV 1・107・b** (再掲)<sup>1)</sup> <sup>a)</sup>(以下の)三つの事案(cansae)だけについて、家臣が(否認)宣誓によって(iuramento)主君の問責から逃れることができるのに優先して、主君は証人(による立証)によって家臣(の否認宣誓を却け、彼)を打ち負かす(ないし、承服させる)ことができる。<sup>a)</sup> **AV 1・108** (一部再掲)<sup>1)</sup> <sup>a)</sup>(第1に)何であれ主君が家臣に関してレーン法廷において手に入れたもの(ないし、こと)、あるいは、家臣がそこで(=レーン法廷において)(主君に)約束(ないし、誓言)したことがあれば、それについて主君は彼(=家臣)を(証人による立証によって)承服させることができる。<sup>a)・3)</sup> (後略)。

- 1) このレーン法55・2について、エックハルトはAV 1・107の参照を求めている (Text, Ssp-Lnr., S. 72, Anm. 46)。そこで念のために、(前出レーン法46・1の後に訳出した) AV 1・107・bと1・108の一部 (=レーン法55・2と関係する部分) をここにも再掲するが、AVの両条項に対応することはすべて (一部改訂の上) すでにレーン法46・1に含まれているだけでなく、以下の比較・検討からも明らかのように、このレーン法55・2は、(レーン法46・1を承けて書かれており、それと、したがってまたAVの両条項とも関連することは確かであるが)、別な目的のためにここで新たに「補足」されたもの、と考えなければならないであろう。なお、この条項についてはすでに前出レーン法46・1 (=AV 1・107・b～1・109) への訳註でも私見を述べておいた。
- 2) この箇所、「ドイツ語第1版」(Orduung 1a) の (Al sculdegenge de an wedde unde binnen lenrechte gescut という文の) wedde の後に、「ドイツ語第2版」(Ordnung 1b) のテキストでは *geit* の語が補足されているが、それによって実質的な意味が変わったわけではない。
- 3) 前出レーン法46・1では、再掲した AV 1・108に対応する件は、(それを一部改訂して)、「(第1に)、何であれ家臣がレーン法廷において (binnen lenrechte) 話したは行いまたは確約 (ないし、誓言) する (lovēt) (ないし、した) ことがあれば、彼 (=家臣) がそれを否認しようとする場合 (あるいは、否認しようとしても)、そのことを主君は証人により立証することができる」、と述べられていた。このレーン法55・2の直前に位置する55・1でも、これと同じ *binnen leurechte* と *gelovēt hebbe* という表現が用いられている (同条への註・7を参照)。そこで、こうしたことを記憶しそれとのつながりにおいてこのレーン法55・2の前段 (= a-a の件) を読む者は、それ (=この a-a の件) が前条 (=55・1) (末尾) の主君による立証をも含み、後者も、(具体的には) レーン法46・1 (ではその末尾) で述べられていたように、「そのことを見または聞いた家臣二人とともに (自分とも3人の) 証人によって立証」される、と推定する可能性が大きいであろう。しかしこうした推定は、結論から言えば間違っているのである。その理由については次註・4で述べるが、ここでは、レーン法55・2の a-a の件に (前出レーン法46・1には見られない) 「罰金」(*wedde*) の語が姿を見せて「あらゆる問責」を限定していることに注意しておきたい (この点についても、前出レーン法46・1=AV 1・107・b～1・109、註・4を参照されたい)。
- 4) この b-b の件についてまず注意しなければならないのは、こうした事案は前出レーン法46・1=AV 1・107・6～1・109では述べられていなかった (同条への註・4を参照)、ということである。そのことを確認した上で、もう一度すぐ前のレーン法55・1のケースを振り返ってみると、そこで「例外」とされているのは、(前註・3で述べたように) 家臣が「そのことをレーン法廷において確約 (ないし、誓言) した場合」であるが、この場合、家臣が「確約 (ないし、誓言)」することは

(同条、註・7の箇所に補訳を加えたように)「主君が特定の時期に請戻金を支払えば(必ず)所領を返還する」ということであり、家臣は(そうした「条件」の下にはあれ)現に所領を占有・支配している。したがってこの場合、主君が家臣に対して、彼(=家臣)が「レーン法廷において確約(ないし、誓言)したこと」(つまり、主君が特定の時期に請戻金を支払えば(必ず)所領を返還する、ということ)を立証すれば、家臣は、当然、(レーン法廷の判決をもって)「所領を喪失することになる」から、このレーン法55・2に従えば、主君がそのことを立証するには、(a-aの件の「彼の家臣二人とともに(自分とも)3人の証人」によるのではなく)、このb-bの件の「彼の家臣6人とともに(自分とも7人の証人)によって立証する」ことが必要、ということになる。以上のように、このレーン法55・2を前条(=55・1)との関連で見れば、その前段(a-aの件)はいわば「前置き」にすぎず、(前出レーン法46・1=AV1・107・b~1・109では述べられていなかった)その後段(b-bの件)が「主文」であること、したがって、このレーン法55・2は(一部、前出レーン法46・1で述べられていることを簡潔に繰り返してはいるが、それに対応する条項ではなく、全体としては)新たにここに「補足」された条項と考えるべきこと、が判るであろう。ひきつづき次のレーン法55・3をも参照されたい。

**55・3**<sup>1)</sup> くしかしながら主君は、(レーン法廷への家臣の)召喚(en degedinge)<sup>2)</sup>を、(やはり)彼の家臣二人とともに(自分とも3人の)証人により立証することができる、<sup>3)</sup>(以下のような場合)、彼の家臣はそれによって彼(=家臣)の所領を失うことになる(が)、<sup>4)</sup>(すなわち)、彼(=家臣)が(主君に対して)その所領(の授封)を希求しあるいは(それを)引き戻(そうと)し、そしてそのことのために彼(=家臣)が(主君から)(期日を定めて)召喚されて(eme gededinget wert)(いるのに)、<sup>5)</sup>そして(ないし、しかも)彼(=家臣)がそこ(=そのレーン法廷)へ出頭しない場合には。<sup>6)</sup>

- 1) この条項は「ドイツ語第3版」(Ordnung Ic)のテキストにおける補足であり、すぐ前のレーン法55・2の論旨をさらに限定しようとするものである。この点については、(特に)後註・4と6で述べることを参照されたい。
- 2) degedingeの語は、「ドイツ語第1版」(Ordnung Ia)のテキストでは、「ラント法」をも含めて)すべて「裁判期日」ないし(あらかじめ期日を定めて開かれる)「裁判集会」(そのもの)、あるいは、(そこへの)「召喚」を指して用いられている。ひきつづき次註・3、および、後註・5を参照されたい。
- 3) 前出レーン法55・2によれば、「レーン法廷において行われる(ないし、生起する)すべての問責(の事由)を、主君は家臣に対して彼(=主君)の家臣二人とともに

(自分とも3人の)証人により立証することができる」(同条の前段)。また、前出レーン法46・1によれば、「主君が(裁判期日を定めて)彼の家臣をレーン法廷に召喚し、彼(=主君)が(それを)判決をもって口から口へと彼(=家臣)(自身)に命令したこと」、つまり主君が家臣をレーン法廷に「召喚」しそれを家臣に「通告」したことを、主君は「それらのことを見また聞いた彼の家臣二人とともに(自分とも3人の)証人により立証することができる」。しかし、このレーン法55・3で補足されているのは、主君が家臣をレーン法廷へ召喚し(それを家臣に通告し)たことを立証すれば、家臣が彼の所領を喪失することになるというケースである。ひきつづき次註・4(および、後註・6)を参照されたい。

- 4) この件の表現(=dar sin man sin gut bi verlusset)は、前出レーン法55・2後段(b-bの件)(=Dar de man sin len bi verlesen mach)と(基本的には)同じものであり、それによって、「ドイツ語第3版」の補筆者がここで、直前のレーン法55・2(後段)の、「主君がそれ(=問責の事由)を家臣6人とともに(自分とも7人の)証人により立証しなければならない」ケースを考え(さらにそれを限定しようとし)ている、ということは明らかであろう。ひきつづき次註・5を参照されたい。
- 5) degedingenの語は、言うまでもなく、degedinge(前註・2を参照)を動詞にしたものである。
- 6) 以上(=本条の後段)によって、この条項で補足されているのは、家臣による所領(の授封)の希求あるいは引き戻しをめぐって、主君が家臣(に裁判期日を定め彼)をレーン法廷に召喚したのに家臣が出頭しない、というケースであることがはっきりする。

家臣は(たとえば、亡父の死亡あるいは主君の交替などに際して)(法定)年期限内に所領の授封(更新)を希求しあるいは(主君に返還した)所領の引き戻しを求めることができ、主君は原則としてそれを拒むことをえない(前出レーン法22・1、23・1、39・1などを参照)。家臣が(法定)年期限内に所領の授封(更新)あるいは引き戻しを求めなければ、もちろん家臣のこうした「権利」は消滅する。しかし、前出レーン法42・1によれば、家臣がその(所領を希求しあるいは引き戻す)ための年期を「懈怠」したとして主君から問責された場合、主君が家臣から年期の経過後(改めて)レーン法廷において所領についての「すべての権利」(al ansprake)を判決をもって剥奪したことを「彼の家臣6人とともに」(自分とも7人の)証人によって立証しえない限り、家臣は(単独の)否認宣誓をもって主君の問責を却ける(=所領を受領しあるいは引き戻す)ことができるし、さらに前出レーン法42・2によれば、主君が家臣から所領についての「すべての権利」を剥奪したと主張する場合にも、家臣が年期限内に所領を希求しあるいは引き戻したことを証人によって立証する旨申し出れば、家臣の(証人による)立証が主君によるそれよりも優先する、とされている。(ただし、家臣の立証における証人の数、および、家臣がそれを怠りあるいはそれに成功しなかった場合の主君の立証における証人の数は、明示的には述べられてい

ない。

これら（特にレーン法42・1と42・2）の諸条項から次のように推定することができる。すなわち、所領（の授封）を希求しあるいは（それを）引き戻すべき家臣がそのための「年期」（おそらく1年と1日）を懈怠した場合、家臣から所領についての「すべての権利」が自動的に失われ（て、所領が法的に完全に主君の手に戻るのではなく、そのためには主君は「年期の経過後」（おそらく6週以内に）（改めて）家臣から所領についての「すべての権利」を判決をもって剥奪し、さらに（後に家臣が争った場合）そのことを「彼の家臣6人とともに」（自分とも7人の）証人により立証できなければならない、ということがそれである。ただし、それについては、前出レーン法42・1の「彼の家臣6人とともに」（自分とも7人の証人によって）行われる立証は、（したがって、それと同じ前出レーン法55・2のそれも）、（召喚された）家臣が（おそらく、1年と1日の年期の経過後、6週以内に）レーン法廷に出頭して主君と争う（＝年期の懈怠を否認する）場合の立証手続を念頭に置いたものである、ということに注意しなくてはならない。

これに対して、このレーン法55・3で扱われているのは、前述したように、主君が——家臣による所領（の授封）の希求あるいは（所領の）引き戻しをめぐって（争い）——家臣をレーン法廷に召喚したのに家臣が出頭しない、というケースである。これを前出レーン法（42・1と特に）42・2に則して考えてみると次のようになる。家臣が所領（の授封）を希求しあるいは（それを）引き戻すべき（おそらく1年と1日の）年期を懈怠する。そこで主君は（おそらくその後6週以内に）レーン法廷を召集して家臣から所領についての「すべての権利」を剥奪しようとする。この場合、主君が当該家臣を召喚したのに彼は出頭しない、というケースを想定すれば、レーン法55・3の論旨は説得力をもつことになるであろう。その場合、彼は所領（の授封）を希求しあるいは（それを）引き戻すべき最後のチャンスを自ら放棄したことになり、仮に彼がその後さらに主君と争っても、主君としては、その家臣を「召喚」し（それを「通告」し）たのに彼は出頭しなかった、という（レーン法廷で生じた）事実を、「それを見ま聞いた彼の家臣二人とともに」（自分とも3人の）証人により立証すれば、わざわざ「彼の家臣6人とともに」（自分とも7人の証人）によって（家臣が出頭しなかった）レーン法廷における「すべての権利」の剥奪を証明するには及ばない、と（も）考えられるからである。

しかし、前出レーン42・2の文言からは、以上の場合、所領（の授封）を希求しあるいは（それを）引き戻すべき家臣が、所領についての「すべての権利」を剥奪された（1年と6週の）後でも、主君と争って自分は年以内に所領（の授封）を希求しあるいは（それを）引き戻したと主張し、さらにそのことを（証人によって）立証すること（さえ）できる、と解しうる余地が（まったく）ないわけではない。そこで、最後に念のためもう一つ、このレーン法55・3の補足が説得力をもちうる場合を想定しておきたい。すなわち、家臣が（年期の経過後6週以内に）所領につい

での「すべての権利」を剥奪された後、レーン法廷に出頭して主君と争い、自分は年以内に所領(の授封)を希求しあるいは(それを)引き戻したが、そのことを次のレーン法廷で(証人により)立証したい、と申し出、(次の裁判期日を定めて)彼がそこへ召喚されたのに出頭しなかった、という場合がそれである。この場合についても、先ほど述べたのと同じ理由で、このレーン法55・3の補足は(それなりの)説得力をもつことになるであろう。

**55・4** 家臣に対し彼の信義(の言葉)にかけて (*oppe sine truwe*)<sup>1)</sup> 封与される(ないし、された)所領については、彼(=家臣)は、彼の家臣たちに対してレーン法を行う (*lenrecht dun*) (=それを又授封する)<sup>2)</sup> ことができ、またそれ(=その所領)を彼の息に相続させる(こともできる)、そしてこれらの者(=家臣の息や(又)家臣たち)はそれ(=その所領)を請戻金と引きかえに主君に返還する (*op laten*)<sup>3)</sup> ことを要しない、彼等自身がそれ(=所領の返還)を確約(ないし、誓言)したのでない限り。<sup>4)</sup>

- 1) *oppe sine truwe* の語については、前出レーン法55・1、註・2を参照。特にこの語によって、改めて指摘するまでもなく、この条項が(実質的に)レーン法55・1の継続であることが判るであろう。
- 2) *lenrecht dun* の語については、前出レーン法2・6(=AV1・7)、註・7、18、註・10、26・11、註・3、47・2、註・3を参照。
- 3) *oplaten* の語については、前出レーン法16(=AV1・42)、註・3を参照。
- 4) この条項で注目されるのは、家臣が(主君が特定の時期に請戻金と引きかえに所領を請け戻す時には必ず所領を主君に返還するという)「彼の信義(の言葉)にかけて」ある所領を封与された場合、家臣はその所領を彼の息に「相続」させることも、また、それを彼の家臣たちに「又授封」することもできる、とされていることである。これを、前出レーン法55・1の、この場合家臣は、レーン法廷で所領の返還を確約(ないし、誓言)していなかった限り、(否認)宣誓をもって所領の返還を拒む(=所領をひきつづきレーンとして占有・支配する)ことができる、という趣旨の規定と併せて考えると、著者がこうした「条件」(ないし、確約)付きの授封の形で行われる所領の「質入れ」を、可能な限り(=その「条件」がレーン法廷で確認されていない限り)、通常のレーンの授封と同じように扱おうとしていることが判るであろう。(因みに、前出レーン法55・1で、主君は所領を請け戻さずにそのまま家臣に占有・支配させておくこともできるし、家臣が封相続人なしに死亡した場合には、その所領が主君の手に戻るだけでなく、(ラント法上の)相続人(たち)に対しても請戻金を支払うに及ばない、とされていること——同条への註・5を参照——も、同じ志向を示すものであ

る)。なお、こうした所領を父から「相続」された息や「又授封」された家臣たちもそれを(亡父の、あるいは、上級)主君に返還するに及ばない、とされていることの理由については、ひきつづき次のレーン法55・5で述べられていることを参照されたい。

55・5<sup>1)</sup> 家臣は彼の主君の(=自分の主君がなした)確約(ないし、誓言)を(履行し)、また、息は彼(=自分)の父の(なした確約ないし誓言)を履行して、自分の所領を(上級主君または亡父の主君に)返還する(*laten*)<sup>2)</sup> 義務がない(からである)。<sup>3)</sup>

1) 前出レーン法55・4、特にそれへの註・4を参照。

2) この箇所での *laten* の語が *oplaten* と同義であることは、前条(=55・4)、註・3の箇所と比較することによって確認することができる。

3) もう一度、前条(=55・4)への註・4を参照されたい。

## 266

55・6 (ある)所領(*gut*)を主君は、ある家臣に臣従礼(ないし、忠誠宣誓)なしに(*sunder manscap*)<sup>1)</sup> 質入れする(*setten*)ことができる。<sup>2)</sup> 彼(=主君)がそれ(=その所領)を(家臣に)確実に(=変わることなく、質としてずっと)委ねておく(*stede laten*)<sup>3)</sup> か(どうか)は、主君の信義にかかっている(*steit oppe des herren truwe*)。<sup>4)</sup> (すなわち)彼(=主君)がそれ(=所領を質入れしたこと)を彼の否認宣誓(*unscult*)によって破ろう(*breken*) (=否認しよう)と望むならば、彼(=主君)はそうする(=質入れを否認する)ことができる、家臣が彼(=主君)を次のことについて、(すなわち)彼(=主君)はそれ(=その所領)を(ラント)法廷で(*vor gerichte*)<sup>5)</sup> 彼(=自分、家臣)に質入れした(*gesat hebbe*)ことについて、証人による立証をもって打ち負かす(*vertugen*) (ないし、承服させる)ことをえない限り。<sup>6)</sup>

1) *manscap* の語については、前出レーン法22・1=AV 1・45・4を参照。ひきつづき次註・2を参照されたい。

2) ここまでの最初の文によって、この条項で扱われているのは、主君が家臣に所領を「臣従礼(ないし、忠誠宣誓)なしに質入れする」ケースである、ということが

判る。それに関連してあらかじめ注意しておきたいことが二つある。①このケースは、前出レーン法55・1の「(主君が特定の時期に請戻金と引きかえに所領を請け戻そうとする場合、家臣はその所領を(必ず)主君に返還するという)家臣の信義(の言葉)にかけて所領の封与する」場合と対比・峻別されていること。(なお、レーン法55・1では、「臣従礼(ないし、忠誠宣誓)には直接言及されていないが、後出レーン法64・1(=AV1・132)に、「家臣は、たとえ彼がすでにその主君の家臣であっても、あらゆる所領(の授封)を臣従礼(ないし、忠誠宣誓)を捧げて希求しなければならない」、という規定があるから、55・1の「封与」も、当然、家臣が「臣従礼(ないし、忠誠宣誓)を捧げて」行われた、と考えなければならない。②この「臣従礼(ないし、忠誠宣誓)なしに」行われる所領の「質入れ」について、前出レーン法55・1では避けられていた *setten* の語が用いられていること(同条への註・8、①を参照。これは、後註・5と6で述べるように、たとえ主従間で行われる所領の授受であっても、「授封」というレーン法の準則に従って行われないものは、ラント法の準則に従って処理されるべきである、という著者の考え方を示すものである)。以上2点がそれぞれである。

- 3) この箇所の (*stede*) *laten* の語は、エックハルト (*Text*, S. 185 u. S. 233) によれば *belassen* の意味であり、それをヒルシュは (*stetig*) *beläßt* (Hi., S. 153)、ショットも (*wirklich*) *beläßt* と訳しており (Sch., S. 301)、その点には問題ないと思われるが、後出レーン法55・7、註・3で述べること、および、前出レーン法31・2、註・4で同条における *stede halden* の語について述べたことを参照されたい。
- 4) この箇所の「主君の信義にかかっている」というのは、以下に述べられていることから明らかなように、裏を返せば、この(「条件(ないし、確約)付きの「授封」の形をとらない)所領の「質入れ」は、それがラント法廷で行われたのでない限り、法的拘束力をもたない、ということの意味している。この点については、前出レーン法55・1、註・2と8をも参照されたい。
- 5) この箇所の *vor gerichte* の語が(「主君のレーン法廷で」ではなく)「ラント法廷で」という意味であることは、後出レーン法55・8によっても確認される。この点については、石川「裁判(権)」、23~24頁を参照されたい。
- 6) この条項によれば、主君が家臣に「臣従礼(ないし、忠誠宣誓)なしに所領を質入れした」場合、家臣が「(ラント)法廷における質入れ」を立証しえない限り、主君は(そうしようと思えば)いつでも家臣から所領を取り戻すことができる、ということになる。主君が家臣に所領を「質入れ」するのは、言うまでもなく、主君が家臣に(少なくとも、かなり多額の)債務を負い、そのための「担保」を提供する必要に迫られてのことと推定されるが、その場合、なぜこうした(少なくとも表見上)家臣にとってきびしい規定を設ける必要があったのか、あるいは、こうした家臣にとってきびしい規定を設ける意味(ないし、意図)はどこにあったのか、という問題については、次のレーン法55・7、註・7、および、55・8、註・4を参照されたい。

55・7 しかしながら、主君が(家臣の)臣従礼(ないし、忠誠宣誓)を受けて(レーンとして)封与する(ないし、した) (manleke liet) もの<sup>1)</sup> については、彼(=家臣)が彼の確約(ないし、誓言)に従ってそれ(=所領)を(主君に)く(約束通り)確実に (stede) を返還する (late) か、<sup>2)</sup> それともそのことをなさない(=返還しない) かは、家臣の信義(の言葉が守られるかどうか)にかかっている (steit oppe des mannes truwe)、<sup>3)</sup> 主君が、彼(=家臣)はそのことをレーン法廷において (binnen lenrechte) 確約(ないし、誓言)したことを、彼(=家臣)に対して証人により立証(して家臣を打ち負か)しえない限り。<sup>4)</sup> 所領をこのような形で(=臣従礼ないし忠誠宣誓を捧げて)封与される(ないし、された)者(=家臣)は、(主君の死後)その所領を請戻金と引きかえに主君の息に返還する義務がなく、また、彼の主君の死後それ(=所領)が帰属するいかなる者に対しても(請戻金と引きかえに所領を返還する義務はない)、<sup>5)</sup> 彼(=家臣)がそれ(=その所領)を彼(=主君の息、ないし、その所領が帰属する者)に引き渡す(ないし、返還する)ことを (eme to latende) 確約(ないし、誓言)していたのでない限り。<sup>6)・7)</sup>

- 1) manleke (liet) の語が、前出レーン法55・6(註・1の箇所)の sunder manscap (setten) との対比において用いられていることは明らかであろう (Hi., S. 154, Anm. 1を参照)。(因みに、エックハルトはこれを zn Mannlehn (verleihen) と訳しているが、このエックハルト訳はヒルシュ訳と(基本的には)同じ理解に立つものと言えるであろうが、ショット (S. 301) の mit Mannschaftsdienst という訳は(少なくとも)不適切である、と言わざるをえない)。
- 2) この箇所、stede の語は「ドイツ語第3版」(Ordnung Ic) のテキストにおける補足であり、上掲・邦訳においては、「(約束通り) 確実に」と訳しておいたが、「第3版」の補筆者は、この箇所の late の語を、前出レーン法55・6、註・3の箇所 (stede late) の late の語(=委ねておく)と同義、と誤解した可能性がある、ということを描きおきたい。
- 3) この件、原文の steit oppe des mannes truwe は、前出レーン法55・1と比較することによって、同条では「この所領をそのように彼の信義にかけて封与される者が、彼の信義を破って、彼がそれについて(主君に)返還しなければならないことを否認しようと望むならば、彼はそのために彼の否認宣誓を行うことができる」、とされていることを念頭に置いたものであることが判る。なお、(oppe js.) truwe の語については、同条への註・2を参照されたい。
- 4) この件については、前出レーン法55・1の末尾の一文、および、同条への註・7

と8を参照されたい。

- 5) これと同じ事案について、前出レーン法55・1(註・4の箇所)では、家臣が封相続人なしに死亡した場合には所領は主君にとって自由になる(=主君の手に戻る)こと、また、レーン法55・4では、家臣に息がある場合には所領は息に相続されること、さらに、家臣の息および家臣から所領を(又)授封された彼の家臣は(原則として)所領を主君に返還する義務がないこと、が述べられていた。レーン法55・7のこの件は、こんどは主君が死亡した場合について、家臣には(原則として)主君の封相続人や所領のそれ以外の承継者(=上級主君または上級主君の指定する新しい主君、または、ゲディング権者)に所領を返還する義務がないことを明らかにして、それらの記述を補完する形になっていることに注意されたい。
- 6) この最後の一文中的「確約」(ないし、誓言)は、前註・4の箇所と比較することによって、家臣が「その所領の帰属する者」に対して(も、あらかじめ直接に)「レーン法廷」でなされなければ法的拘束力をもたない、ということが推定できる。
- 7) 以上、「(ドイツ語第1版)のテキストに属する)前出レーン法55・1、55・4、55・5、(この)55・7の諸条項で扱われている、主君による(特定の時期における)請け戻しの「条件」(ないし、確約)の付された所領の授封は、以下のように概括することができる。

まず、主君は、もちろん(確約に従い)、(特定の時期に)請戻金を支払って所領を請け戻すことができるし、それを請け戻さずに所領を家臣に(そのままレーンとして)委ねておくこともできる。前者の場合、所領はもちろん主君の手に戻(り)、この授封が行われる以前の原状に復帰するが、後者の場合、所領はこうした「条件」(ないし、確約)の付されない——つまり、通常の形で授封されたのと同じ——所領になる(レーン法55・1)。換言すれば、たとえ主君が所領を請け戻すことができなくても、所領はレーンとして主君・家臣間のレーン法的絆の枠内にとどまることになる。また、家臣が(特定の時期の前であれ後であれ)封相続人なしに死亡すれば、所領は主君の手に戻り、主君は家臣のラント法上の相続人(たち)に対しても請戻金を支払うに及ばない(同上)。換言すれば、この場合、所領は通常の形で授封されたそれとまったく同じように扱われる。

これに対して家臣は、このような「条件」(ないし、確約)(の存在)を否認宣誓によって否認し、所領の返還を拒むことができる(レーン法55・1)。この場合——(所領を占有・支配している)家臣が否認する(ないし、しうる)のは、「条件」(ないし、確約)(の存在)だけであって、所領の授封そのものでは(ありえ)ないから——、所領は通常の形で授封されたそれと同じに扱われることになる。家臣はまた、こうした「条件」(ないし、確約)を付して授封された所領を、通常の形で授封されたそれと同じく、自分の家臣に(又)授封し、息(=封相続人)に相続させることができ、それを(又)授封された彼の家臣やそれを相続した彼の息は、(彼に代って)請戻金と引きかえに所領を主君に返還するには及ばない(レーン法55・4、55・5)。

家臣はさらに、主君が死亡した場合、主君の息(=封相続人<sup>レーン</sup>)あるいは(息がない場合)所領の承継者(=上級主君あるいは新しい主君、ないし、ゲディング権者)に所領を請戻金と引きかえに返還するには及ばず(レーン法55・7)、この点でも、こうした「条件」(ないし、確約)を付して授封された所領は通常の形で授封されたそれと同じに扱われている。ただし、以上に家臣の側に関して述べたことについては、家臣(自身)が主君(自身)に対して(レーン法55・1)、あるいは、彼の家臣(=又家臣)ないし彼の息が主君に対して(レーン法55・4)、あるいは、家臣(自身)が主君の息ないし後継者に対して(レーン法55・7)、「レーン法廷において」(「請戻金と引きかえに(必ず)所領を返還します」という趣旨の)「確約」(ないし、誓言)を行っており、そのことを主君が証人により立証できる場合は例外、という規定が設けられている。

以上の概括によって、こうした「条件」(ないし、確約)の付された所領の授封に法的拘束力が認められているのはこの場合だけであり、それ以外の場合には、そうした所領の授封は——家臣の「信義にかけて」の確約(ないし、誓言)にもかかわらず——通常の形で所領が授封された場合と同じように扱われていることが判るであろう。なお、こうした「条件」(ないし、確約)の付された授封について一貫して「質入れ(する)」(sattunge, setten)の語が避けられているが、それと(所領の)「質入れ」との相違については、ひきつづき次のレーン法55・8、特にそれへの註・4を参照されたい。

## 267

**55・8** (以上のような「条件」(ないし、確約)の付された所領の授封について、それは)所領が質として封与される(ことである)(gut to sattunge gelegen)と言う者があれば、彼は間違ったことを(unrechte)言っている、けだしなんびとも質(物)(sattunge)を(レーンとして)封与することをえないからである。もし人(=誰か)が所領を、それが(法的に)有効(helpend)<sup>1)</sup>であるように質入れしようとするのであれば、それ(=所領の質入れ)はその地(の<sup>ラント</sup>ラント法上の)裁判官の前(=ラント法上の裁判所)で(vor des landes richtere)<sup>2)</sup>行われ、人(=質入れの当事者たち)が(将来)それについて(ラント法上の裁判所に)参廷(する)義務(を負う)者(ding plichtigen)<sup>3)</sup>を証人としてもちうるようにしなければならぬ。しかし(ないし、それに対して)、(所領の)授封は、【[それが(法的に)有効である(helpend)ように(ないし、有効であるためには)]】、主君の家臣たちの前(=主君のレーン法廷で)行われて、人(=授封の当事者たち)が(将来)それに

ついて彼等(=主君の家臣たち、ないし、彼等の家臣仲間)の中から証人をもちうるようにしなければならない。(レーンとして)封与された質(物)(*gelegen satunge*) (なるもの)は、(法的には)レーンでもなければ質(物)(*sattuenge*)でもないのである。<sup>4)</sup>

- 1) *helpend* の語については、前出レーン法9・2(註・1の箇所)を参照されたい。
- 2) *vor des landes richtere* の語については、前出レーン法23・1、註・8を参照されたい。ザクセンシュビーゲルにおいては、石川「裁判(権)」、28~29頁で述べておいたように、*richtere* の語は(レーン法廷を主催する主君を指すことはなく)もっぱら「ラント法上の裁判官」(特に「グラフ」)を指す。また、*lant* の語がしばしば(ラント法上の)「裁判管区」(特に「グラフ」のそれ)を指して用いられていることについては、石川「アイゲン」、73頁、註・214(ただし、その2行目、「2・24・1」とあるのは「2・4・1」のミス・プリントであり、また、8行目以下のラント法1・28の「当該裁判管区の外に」という解釈には疑問があり、『邦訳』のように「<sup>ラント</sup>国外に」と解する方が正しいであろう、ということを補正しておきたい)、および、石川「補論」、501~502頁を参照。ひきつづき次註・3をも参照されたい。
- 3) ザクセンシュビーゲルにおいては *ding* (ないし、*dink*) の語は、石川「裁判(権)」、39~40頁、註・46で指摘しておいたように、(主君の主宰するレーン法廷を指すことはなく)、もっぱら「ラント法上の裁判集会」を指し、したがって *dingpflichtige* の語も、もっぱら「(ラント法上の)裁判集会へ参集する義務を負う者」を指す。前註・2で述べたことがこの点からも裏づけられることは、改めて指摘するまでもあるまい。
- 4) このレーン法55・8は、(前出レーン55・1、55・4と5、55・7で扱われてきた)「条件」(ないし、確約)の付された所領の授封について、「(それは)所領が質として封与される(ことである)と言う者」に対して、その見解が誤っていることを説こうとした条項である。著者・アイケは、その理由として、(レーン法55・1以下の「条件」(ないし、確約)の付されたそれを含めて)、およそ所領の授封が法的拘束力をもつためには、それが「主君の家臣たちの前で」(すなわち、「主君のレーン法廷で」、あるいは、少なくともそれに準じた形で)行われ、(将来)その授封(の有無)が争われた場合、それに立ち会った家臣たちが証人になってその授封を立証しなければならないのに対して、所領の「質入れ」が法的拘束力をもつためには、それが「(ラント)法廷で」行われて(前出レーン法55・6、註・5の箇所をも参照)、(将来)その質入れ(の有無)が争われた場合、(それに立ち会った)「(ラント法廷へ)参廷(する)義務(を負う)者」が証人になってそれを立証しなくてはならない、という相違に求めている。

こうした説明は、所領の「質入れ」は(ほんらい)ラント法(廷)に属する問題で

ある、という見解を前提する限り、それなりに説得力をもつと言えるであろう。さらに、ラント法1・8・1では、事実、「人がアイゲンを譲渡し、もしくはアイゲンを質入れする(ないし、した)(sat)場合、……その者が(ラント)法廷で約定(ないし、確約)したこと(=譲渡もしくは質入)……について、裁判官(richtere)は、彼(=裁判官)のために判決を発見する(6人の)人々(グラーフ裁判所においては、「参審員」と自分とも7人で、証人にならなければならない」、とされている。アイゲンの譲渡は、(裁判官の許可は要しないものの)、(グラーフの)正規(=定例)の裁判集会(echt dink)において相続人の承諾を得て行われなければならない(ラント法1・34・1、1・52・1を参照)。したがって、著者・アイゲは、(ラント法1・8・1でそれと並べて扱われている)アイゲンの質入れも、それが法的に有効であるためには、(基本的には)それと同じ手続で、具体的には、相続人の承諾を得た上で正規の裁判集会で行われなければならない、また、質入れされたアイゲンは(直ちに)質権者に引き渡され、(債務の弁済まで)質権者がそれを占有・支配する(=「そのゲヴェーレをもつ」と考えていた、と推定してもまず間違いあるまい。「ドイツ私法(学)」の言う「古質」(ältere Satzung)である。

しかし、「ラント法」の全巻を通じて(動産ではなく)所領(ないし、土地)の質入れを扱っている条項は、このラント法1・8・1だけであり、しかもそこで言及されているのは「アイゲン」の質入れだけであって、「レーン」の質入れ(が可能であること)については言及されていない。しかも、(質物を直ちに質権者に引き渡してその占有・支配に委ね、債務を弁済しなければ質物(の占有・支配権)を取り戻すことができない——したがって、割り切って言えば、債務を弁済するまでは、質物を質権者に「譲渡」したにも等しい——という「古質」(ältere Satzung)の特質を考えると、主君が家臣に質入れすることができるのは、主君の(自分のものである)「アイゲン」だけであって、そもそも彼が上級主君から授封されている(その意味では、他人のものである)「レーン」を誰か(債権者)に(ラント法廷で)質入れすることはできないのではないか、という疑問さえ浮かび上ってくるであろう。

この疑問に答えることは必ずしも容易ではないが、以下それに関して今私に言えることを摘記しておく、以下の通りである。

まず、「主君」が(ラント)法廷で(上述した手続に従って)誰か(したがってまた、家臣)に「質入れ」することができるのは、彼の「アイゲン」だけであって、「主君」は上級主君から受領した「レーン」を(ラント)法廷で(いわば正式に)家臣に「質入れ」するわけにはいかない。さらに、後出レーン法59・3では、(レーン法59・1の「見せかけの授封」に関連して)、「were(=レーンとしての占有・支配)を欠くすべてのレーンは volge(=レーンの承継、この場合、「授封更新請求権」だけでなく「相続権」も含む、と解される——前出レーン法5・1、註・4を参照)を欠き、また、授封のないすべての were(=レーンとしての占有・支配)は不法(ないし、違法)(unrecht)である。これら二つのもの(すなわち、授封と were(=レーンとしての)占

有・支配)を双方とも一人の家臣がもっていない限り、それらは双方とも不法(ないし、違法) (unrecht) である」、と明言されている。(この点については、とりあえず石川「ゲヴェーレ」、148～150頁を参照されたい)。したがって、仮に主君が上級主君から受領した所領を家臣(あるいは、誰か)に「臣従礼なしに」質入れすれば、主君は(少なくとも、実質的には)その所領の were (=レーンとしての占有・支配)を手放したことになり、上級主君からそのことについて問責されれば所領を取り上げられることになりかねない(後出レーン法59・2を参照)。これらのことを考えると、主君がある家臣に法定の手续に従い(ラント)「法廷で」質入れすることのできる所領は彼のアイゲンに限られる、という結論に導かれざるをえないであろう。

しかし、それにもかかわらず私は、前出レーン法55・6の「主君がある家臣に臣従礼なしに質入れする」ことのできる所領は、主君のアイゲンに限らず、主君が上級主君から受領している所領をも含む、と考える。理由は大別して二つある。第1に、レーン法55・6では、「所領」(gut)は「主君のアイゲン」に限定されていないこと(「レーン法」においては、gutの語が「所領」の意味で用いられる場合、一般には(=「主君のアイゲン」であることが明記されていない限り)、国王から(複数の)上級主君を経て主君に封与され(ている) des rikes gutを指す、と考えてよい)。第2に、より重要なのは、同じくレーン法55・6ではこの主君による所領の「質入れ」について、家臣が「主君はその所領を(ラント)法廷で自分に質入れたこと」を証人により(このレーン55・8、前註・3の箇所によれば、ラント法廷で(ラント法上の)「参廷義務者」を証人として)立証しえない限り、「主君が所領を確実に(家臣に質として)委ねておくか(どうか)は、主君の信義にかかっており、主君がそれ(=所領の質入れ)を彼の否認宣誓によって破ろう(=否認しよう)と望むならば、主君はそうすることができる」、とされていること。つまり主君は、彼が(必要に迫られてそれを)望めば、(いつでも)所領の質入れ(の事実)を否認して家臣から所領を取り戻すことができる、とされているのである(レーン法55・6、註・6を参照されたい)。したがって、仮に主君が上級主君から受領した所領を家臣に「臣従礼なしに」質入れしようとするれば、主君は(上述したように)それを「(ラント)法廷で」質入れするわけにはいかないが、レーン法55・6および55・8で展開されている見解に従えば、主君が上級主君から受領している所領を家臣(ないし、誰か)に(「(ラント)法廷で」という)法定の手续を履まずに質入れし、仮に(その事実を知った)上級主君から(所領の were =レーンとしての占有・支配を手放したとして)問責されても、主君が急拠(レーン法廷で)否認宣誓を行い家臣から所領を取り戻せば、上級主君の問責から逃れることが可能になるはずである。換言すれば、レーン法55・6の規定には、主君が上級主君から授封された所領を正式に(ラント)法廷における手续を履まずに「質入れ」した場合、その所領がレーン法的絆の枠外に出てしまうことを(辛うじてではあれ)抑止する機能も秘められている、と解されるのである。

しかし、それで問題が終るわけではない。もしそうだとすれば、この(ラント法廷における正式の手續を履まない、あるいは、履むことのできない)所領の「質入れ」が可能であるにしても、その場合、質権者(である家臣)の所領についての権利はきわめて不安定・不確実なものにならざるをえないから、(主君に対して債権をもつ)家臣はそもそも(債権の担保として)こうした(ラント法廷外で)「臣従礼なし」に行われる「質入れ」を選ぼうとしないのではないか、という疑問が生ずるからである。しかもこの疑問は、次のことによってさらに増幅されるであろう。すなわち、(前出レーン法55・1、55・4と55・5、55・7で扱われている)「条件」(ないし、権約)の付された所領の授封においては、前出レーン法55・7、註・4で概括しておいたように、所領は可能な限り通常の形で授封されたレーンと同じように扱われ(主君にとって有利なのは、家臣が對相続人なしに死亡した場合に所領が債務の弁済を要さずに主君の手に戻る、という点に限られ)ているのに対して、レーン法55・6においては、特に法定の手續を履まずに(=法廷外で)行われた「臣従礼なしの質入れ」については、もっぱら主君の(質入れを否認して所領を取り戻す)権利だけが強調されている、という事実がそれである。この点をも考えると、主君に対する債権の担保として所領を(実質的な意味で)「質」に取ろうとする家臣は、当然、(レーン法55・1以下の)「条件」(ないし、確約)を付された授封の形を選択するであろう、と予想される。

しかし、(私見によれば)、まさにそのゆえに、レーン法55・1以下この55・8にいたる諸条項における著者・アイケの狙いはもともとその点にあったのではないか、と推定されるのである。すなわち、当時、主君が家臣に対して所領を(実質的な意味で)「質入れ」することはかなり頻繁(ないし、乱雑)に行われており、アイケは「ドイツ語版・レーン法」の執筆に当たり、「アウクトル・ヴェートウス」では触れていなかったこの問題を補足しなければならない、と考えた。しかし、その際、(すでに「ラント法」を執筆していた)アイケは、(主君の)アイゲンの質入れについては、それが法的拘束力をもつためには(ラント法の準則に従い)当然(ラント)「法廷で」行われるべきもの、と考えたが、主君によるとそれ以外の(=上級主君から授封された)所領の(実質的な意味における)「質入れ」については、それを(概念上)「質入れ」と峻別して、それが「授封」であることを強調し、家臣に引き渡された所領を可能な限り一般の所領と同じように扱うことによって、(特に上級主君から授封された)所領の(実質的な意味における)「質入れ」の問題をレーン法上の準則によって整理しようとした、という推定がそれである。(なお、以上のような推定を前提にすれば、レーン法55・6とこの55・8は、主に、レーン法55・1、55・4と5、55・7の説得力を増すために置かれた条項にすぎない、と言うことさえできよう)。以上、これらの条項について今私の考えていることを摘記して、読者諸賢の御意見・御批判を待ちたい。

55・9 主君が(家臣の)臣従礼(ないし、忠誠宣誓)を受けて封与する(manleke liet)もの(=レーン)<sup>1)</sup>は、正規のレーン(recht len)、<sup>2)</sup>または相続(された)レーン(erflen)、<sup>3)</sup>または城塞レーン(borchlen)、<sup>4)</sup>もしくは、ある特定された家臣の(占有・支配する)所領についてのゲディング(=予約)(gedinge an enes benumeden mannes gude)、<sup>5)</sup>または、ある特定されていない家臣の(占有・支配する)所領についての、それ(=その所領)が主君にとって自由に(ledich)になる(ないし、主君の手に戻った)時にはいつであれ(占有・支配させる)、という(条件で封与される)待機権(wardunge)<sup>6)</sup>(のいずれか)である(あるいは、それらのいずれかであって、所領が質として封与されることは(ありえ)ない)。<sup>7)</sup>

- 1) manleke (liet) の語については、前出レーン法55・7、註・1を参照されたい。
- 2) recht len の語については、石川「ヘールシルト制」(2)、63頁以下を参照されたい。
- 3) erflen の語については、前出レーン法37・1、註・5の箇所の ervelen の語、および、同条への註・7を参照されたい。
- 4) borchlen の語については、前出レーン法2・7、註・1を参照されたい。
- 5) gedinge の語については、特に前出レーン法5・1と同条への註・3、および、後註・7を参照されたい。
- 6) wardunge の語は、「レーン法」では(AVに対応条項のない)この箇所にはじめて姿を見せ、さらに(同じくAVに対応条項のない)後出レーン法57・3でも用いられている。その概念については、特に前出レーン法7・1、および、同条への註・3を参照されたい。また、原文中の swar it deme herren ledich werde (=「それが主君にとって自由になる時にはいつであれ」)の件は、前註・5の箇所の gedinge に関する記述にもかかる可能性が(まったく)ないわけではないが、前出レーン法6・2、および、特に後出レーン法57・1で述べられていることを考慮して、敢えて wardunge に関する記述だけにかかる、と解したものである。
- 7) この条項は、言うまでもなく、(法的に是認される)レーンの種類を網羅的に列挙することによって、(すぐ前のレーン法55・8(まで)で述べられている)「所領が質として封与されることは(ありえ)ない」という主張をさらに裏づけようとしたもの、と解されるが、この点については、後出56・3、および、同条への註・3をも参照されたい。

56・1 また(男性)家臣(de man)は、(主君から)(誰か)ある女性とともに

(共同で) 所領を受領することができ、それによって、彼が彼女をその所領について代表・擁護し (voresta)、さらに、彼等の主君が死亡する (ないし、した) 場合、それ (= 所領) についても一人の (= 新しい、ないし、上級) 主君に対して授封更新を求め (うるように) することができる、<sup>1)</sup> (主君死亡の場合)、彼女はヘールシルト (herscilt) (= レーン能力) を欠いているので、彼女 (の方) は授封更新請求権 (de volge) をもた (ず、単独では新しい、ないし、上級主君に所領の授封更新を求めることができ) ない<sup>2)</sup> (のである) が、(男性) 家臣はヘールシルト (= レーン能力) と女性のために (受領した) (van der vrouwen halven)<sup>3)</sup> その所領についてのゲヴェーレ (de gewere) をもっている (= ヘールシルトをもち、女性のためにその所領を管理ないし占有している)。<sup>4)</sup> それゆえに彼 (の方) はそれ (= 所領) について授封更新請求権 (de volge)<sup>2)</sup> をもっている (からである)。<sup>5)</sup>

- 1) このレーン法56・1から後出56・5まで、女性と男性に対する共同授封が扱われているが、すぐ後のレーン法56・2から明らかなように、この場合、「(男性) 家臣」は女性の「後見人」の地位にある。したがって、「彼が彼女をその所領について代表・擁護する」というのは、特に主君のレーン法廷において、その所領についての彼女の権利を後見人として主張・擁護することを指す、と考えられる。なお、この「(男性) 家臣」=「後見人」は「女性」の「法定後見人」に限られるのか、という問題については、後出レーン法56・5、註・11で述べることにする。(以上の点をも含めて) これらの諸条項については、石川「ヘールシルト制」(4)、877～881頁を参照されたい。また、女性と男性に対する共同授封は、(同じく AV に対応条項のない) 後出レーン法75・1～75・3でも扱われているが、これらの諸条項についても、とりあえず同上(4)、881～883頁を参照されたい。
- 2) (ほんらい) ヘールシルト (= レーン能力) を欠く者は所領について授封更新請求権をもたない、ということについては、前出レーン法2・2 (= AV1・5) を (ただし、本稿(1)、1844頁の邦訳には間違いがあり、本稿(6)、1306頁、レーン法31・1、註・8で指摘しておいたように訂正することが必要である)、また、volge の語については、前出レーン法5・1、註・4を参照されたい (ただし、このレーン法56・1の volge の語が「授封更新請求権」(だけ) を指すことは、ここでは「主君が死亡する場合」だけが扱われている、ということからも明らかであろう)。
- 3) van jm. (od. etw. dat.) halven の語は、現代語の von js. (od. etw. gen.) wegen に当たり、「誰か (ないし、何か) から」の意味で用いられることも多く、現にヒルシュはこの箇所 van der vrouwen halven を von der (= der Frau) her と訳している (Hi., S. 155)。本条の場合、「(男性) 家臣」が (前註・1で清稿しておいたように) 「女性」の「後見人」である、ということから、あるいは、彼は (後見人として) 「所領の

gewere (=管理・占有)を「女性から託されて(いる)」と解するのが正しい、と考えられる向きもあるのではないか。(さらにこうした理解は、あるいは、後出レーン法56・5で、「彼(=男性家臣)は授封とヘルシルトをもち、そして彼女(=女性)は同じ授封と gewere をもっている」とされて、「女性」については「gewereをもつ」ことが明記されているのに、「(男性)家臣」についてはそれが明記されていない、ということによって触発され、あるいは、そのことを論拠に加えることができる、ということも考えられる)。しかし、このように理解すると、「(男性)家臣」は主君から「所領の gewere」、ひいては「所領」そのものを(直接には)受領していない、ということになって、「(男性)家臣がある女性とともに(共同で)所領を受領する」という本条の想定(前註・1の箇所)と背馳することになりかねない。さらに、そうした理解では、主君が「(男性)家臣」に授封するのは(「所領」そのもの、ないし、「それについて」の gewere) でないとすれば いったい何か、(もしそれが「後見(権)」にすぎないのだとすれば、そもそも主君が——所領でなく——「後見(権)」を授封したり、それによって——「法定後見人」とは別に——レーン法上の「後見人」を決めたりすることができるのか、といった疑問を生ずることになるであろう。(これらの点については、後出レーン法56・5、註・11を参照されたい)。そこで、上掲・邦訳においては、少なくとも現代語の von etw. (dat.) wegen の語は「(何か)のために」の意味で用いられることがあること、および、後出レーン法75・1では、(このレーン法56・1と同じケースについて)、「(男性)家臣がそれ(=その所領)を女性の手へと (to der vrouwen hant) 受領した場合」と言われていることに着目し、この場合、「(男性)家臣」も(「女性」と共同で)主君から直接に所領を(したがって、その gewere をも)受領するが、それは「後見人」としてその所領を管理(ないし、占有)するためのものである、という理解に立って、この語を「女性のために」と訳しておいた(この点については、次註・4と後註・5をも参照されたい)。因みに、ショットはこの箇所を für welche (=die Frau) と訳している(Sch., S. 115)。

- 4) de gewere の語は、この場合、(次のレーン法56・2の用語で言えば)、「後見人の地位にもとづく(ないし、後見のための) (所領の)管理権」にかかわっているが(前註・3を参照)、主君交替の際に授封更新を求めることができるのは、所領を現実(レーンとして)占有・支配している家臣に限られるから(前出レーン法11・1=AV 1・33を参照)、「(男性)家臣の(後見人としての地位にもとづく、ないし、後見のための)所領の管理ないし占有(の事実)」、という含意が強い、と解される。ひきつづき次註・5をも参照されたい。
- 5) ここでは、「(女性」と共同で所領を授封された)「(男性)家臣」が(主君交替の際に、新しい、ないし、上級主君に対して)所領の授封更新を求めうる根拠が、彼は「ヘルシルト」と「ゲヴェーレ」を併せもっている、という点に求められている。このうち「ヘルシルト」については、前出レーン法2・2(=AV 1・5)に、たとえ「ヘルシルトを欠く者」が(主君から)所領を授封されても、その者は(主君交替の際)その

所領についての授封更新請求権をもたない、ということが明記されているから、このレーン法56・1の場合、「ヘールシルト」を欠く「女性」が、(主君交替の際)(単独では)授封更新請求権をもたないことは明白であり、したがって、「(男性)家臣」のもつ「ヘールシルト」がその缺を補う役割を果たしていることは改めて指摘するまでもあるまい。しかし、「(男性)家臣」が(主君交替の際に)(新しい、ないし、上級)主君に対して所領の授封更新を求めうるためには、(言わば、その一般的前提にすぎない)「ヘールシルト」をもっている、というだけではなく、さらに、(言わば、その具体的・個別的な前提として)(それまでの)主君から直接に「所領」——したがって、それについての「ゲヴェーレ」——を授封されていなければならない。前註・4で述べたように、この条項の場合、「(男性)家臣」のもつ「ゲヴェーレ」は、(実質的には)「後見権にもとづく(ないし、後見のための)所領の管理権」である、と考えられるが、もしそれが(主君から直接に授封されたのではなく)「女性から託された」だけのものにすぎない(そして、それでも彼が(主君交替の際に)所領の授封更新を求めうる)のだとすれば、「女性」は必ず「法定後見人」をもっているはずだから、「女性」は(所領を授封される場合)、わざわざ「(男性)家臣」との共同受封という形をとらなくても、常に(少なくとも「後見人」である「(男性)家臣」を介して、実質的には)所領の授封更新請求権をもつことになって、上記・レーン法2・2(=AV1・5)の「原則」を無に帰することになりかねないであろう。以上、前註・3で述べたことを補足しておきたい。

**56・2** しかしながら、彼(=男性家臣)がその者のために(van der halven)<sup>1)</sup>その所領についてのゲヴェーレ(de were)(=その所領の管理権ないし占有権)<sup>2)</sup>を(受領して)もっている(ないし、いた)女性が死亡する(ないし、した)場合、彼が後見人の地位にもとづき(ないし、後見のために)(to vormuntscap)受領した<sup>3)</sup>彼(へ)の授封(lenunge)(=ないし、それにもとづく所領についての彼の権利)は終了する、<sup>4)</sup>彼(自身)に対して(も)(主君から)それ(=その所領)について正規のレーン(recht len)(としての権利)<sup>5)</sup>もしくはゲディング(gedinge)(の権利)<sup>6)</sup>が封与されていたのでない限り。<sup>7)</sup>

1) van jm. halven の語については、前条レーン法56・1、註・3を参照されたい。

2) この箇所の were の語は、(少なくとも)基本的には、前条レーン法56・1、註・4の箇所の gewere の語と同義であると解されるが、同註で述べたように、前条の gewere の語が(事実としての)「管理・占有」の含意が強いものに対して、この条項の were の語は(後見人の地位にもとづく)「管理権・占有権」の含意が強いことに注意しておきたい。

- 3) to vormuntscap の語については、ラント法 1・31・2 の swen en man wif nimt, so nimt he in sine were al er gut to rechter vormuntscap = 「ある者(ないし、男性)が妻を娶る(ないし、娶った)場合、彼(=夫)は彼女(=妻)の全財産を法定後見人としての地位にもとづき(ないし、適法な後見のために)彼のゲヴェーレの中に取得する(=占有して管理する)」をも参照されたい。なお、これによって——「後見(ないし、「法定後見人」)はほんらいラント法に属する問題であるから——、このレーン法 56・2 (および、前条 56・1) が「ラント法」における「後見(人)」の記述を念頭において(「ドイツ語第 1 版」で)補足された可能性、が示唆されていることに注意しておきたい。
- 4) ここまでの叙述によって、前条レーン法 56・1 の「(男性)家臣」が「女性」と共同で所領を「受領」するのは、(同条への註・1 で述べておいたように)、「女性」の「後見人」としてである、ということを確認することができる。なお、ある「(男性)家臣」が「女性」と(彼女の「後見人」としてではなく)文字通り「共同」で所領を授封される場合については、後出レーン法 75・1 を参照されたい。
- 5) recht len の語ないし概念については、前出レーン法 55・9、註・2、および、後註・7 を参照されたい。
- 6) gedinge の語については、前出レーン法 55・9、註・5、および、後註・7 を参照されたい。
- 7) この最後の一文(における例外規定)に関して、まず、「(男性)家臣」に gedinge (の権利)が(あるいは、gedinge の権利も)封与されていたケースについて考えてみると——。(ほんらい)ヘールシルトを欠く「女性」が所領を授封された場合、「女性」は所領を相続させることができないから(前出レーン法 2・2 (=AV 1・5)を——本稿(6)、1306頁、レーン法 31・1、註・8 における補正とともに——参照)、現に所領を(recht len として)占有・支配している家臣が封相続人なしに死亡した場合に(それを占有・支配させる)、という gedinge (の権利)を封与されていた「(男性)家臣」(=「後見人」)が、当然、所領を(recht len として)占有・支配することになる。したがって、このケースは、「女性」がその「後見人」である「(男性)家臣」と共同で所領を授封されるという、前条レーン法 56・1 およびこのレーン 56・2 の主題の延長線上にある、ということができる。しかし、「(男性)家臣」が所領を recht len として封与されていたケースについて考えてみると——。このケースにおいては、「(男性)家臣」にもその所領について recht len としての権利が(「女性」と共同で)封与されていたのだから、「女性」が先に死亡した場合、(生き残った)「(男性)家臣」が単独で所領を recht len として占有・支配することになる、と推定される。この点については、前出レーン法 32・1 と 32・2 が参考になる。すなわち、レーン法 32・1 では、複数の兄弟が所領を「総手的に」(=共同で)授封され、その所領について「同じゲヴェーレ」(gelike were) (=その所領を均等にレーンとして占有・支配する権利)をもつケースが扱われているが、この場合、(「彼等がその所領

について互いに別れることを望むならば、彼等はそれを、主君の許可なしに、彼等の望むよう分割することができるが、「彼等が(その所領を)分割する(ないし、した)場合は、彼等のうちなんびとも、他の者が死亡する(ないし、した)場合、他の者の所領についての権利(=請求権)をもたない」、とされている。また、レーン法32・2では、「彼等がその所領を(分割せずに)一緒に(=共同で)もっている間は、彼等のうち一人が死亡する(ないし、した)場合、彼の子が父に代って、彼の父がそれをもっていたのと同じように、彼(=子、自分)の所領を伯(叔)父たちと共同で保持する(ことになる)」、としている。レーン法56・2の末尾(の例外規定)における「(男性)家臣に(も)その所領についての *recht len* (としての権利)が封与されていた場合」にも、このレーン法31・2と同じ原則が適用されたとすれば、「女性」が(先に)死亡した場合、(ほんらい)ヘールシルト(=レーン能力)を欠く「女性」は(封相続人に)その所領を相続させることをえないから、所領は(生き残った)「(男性)家臣」が単独で(ひきつづき)彼(単独)の *recht len* として占有・支配することになるはずである。ただしこの場合、「(男性)家臣」は、「女性」の「後見人」としてではなく、所領について彼女と「均等なゲヴェーレ」をもつように「共同授封」されている、換言すれば、この場合の「共同授封」は、このレーン法(56・1、および)56・2で扱われているそれとは異なるものであり、後出レーン法75・1で改めて扱われることになる、ということを見落としてはならない。

## 269

**56・3** 人(=主君)が(家臣の)臣従礼(ないし、忠誠宣誓)を受けて(レーンとして)封与する(ないし、した) (*manleke liet*)<sup>1)</sup> くある) 所領について、ここまでに前述されている以外の授封(の仕方) (*lenunge*) (ないし、それにもとづくレーンの種類)を(あるいは、ここまでに前述されている以外にも、授封の仕方、ないし、レーンの種類がある、と)主張する者があれば、それが主君であれ家臣であれ、その者は間違ったことを (*unrechte*) 主張している(ことになる)。<sup>2)</sup>

1) *manleke (liet)* の語については、前出レーン法55・7、註・1を参照されたい。

2) この件、「ここまでに前述されている……授封(の仕方)」(*lenunge*) (ないし、それにもとづくレーンの種類)とは、具体的にどこ(=どの条項)で述べられていることを指すのか、という問題がある。これについて真先に考えられるのは、おそらく前出レーン法55・9であろうが、そうした想定には次のような問題が残るからである。

すなわち、直前のレーン法(56・1と)56・2では、「(男性)家臣」が「女性」と

ともに「共同で」所領を受領するケースが扱われているが、この場合、「(男性)家臣」に「授封」されるものが *recht len* でないこと、および、彼に(一般には) *gedinge* が授封されていないことは、レーン法56・2末尾の記述(=註・7の箇所の例外規定)から明らかである。さらに、「(男性)家臣」に「女性」と共同で「授封」されるものは(もし、彼がそれまで所領を占有・支配していた家臣の封相続人であれば、彼はそれを単独で「相続」するはずであるから) *erflen* ではありません、また(もしそれが *borchlen* であるとするれば、そのことは明記されるはずであるから) *borchlen* でも(ありえないし、彼が(一般には) *wardunge* を授封されていないことも(*gedinge* さえ封与されていないということから)容易に推定することができる)。

以上のことから、このレーン法56・3で「ここまで前に前述されている……授封(の仕方、ないし、それにもづくレーンの種類)」と言われているものの中には、前出レーン法55・9に列挙されているものだけでなく、レーン法56・1と56・2(および、後出レーン法56・4、56・5、56・7)で扱われている「女性と(男性)家臣の(後者による前者の後見のための)共同授封」も含まれる、と解さなければならぬであろう。因みに、以上のように理解することによって、このレーン法56・3の規定が前出レーン法55・9の直後にではなく、レーン法56・1と56・2の後に置かれている理由も明らかになるはずである。

なお、前出レーン法55・9におけるレーンの種類(ないし、授封の仕方)が(もともと)必ずしも網羅的でないことは、そこに「主君のアイゲンであるレーン」(=いわゆる *Eigenlehen*) (後出レーン法65・4、71・6と71・7)、「裁判権についてのレーン」(=いわゆる *Gerichtslehen*) (後出レーン法61・1と61・2、71・2～71・5)、「バウアーマイスター職(への)レーン」(後出レーン法77)などが欠けていることから明らかである、と思われるが、この問題(および、これらの「特別な」レーン)については、後に関連条項において検討する(ことにし、とりあえず、石川「ヘルシルト制」(2)、64頁以下、(3)、428頁以下、「レーン法と国制」(2)、821頁以下(など)を参照されたい)。